

横浜市内施設の受動喫煙防止対策
に関する実態調査

平成31年3月

横浜市健康福祉局保健事業課

目次

1. 調査の趣旨	1
2. 実施概要	1
3. 結果概要	3
4. 調査結果	4
I. 第一種施設	4
(1) 施設の種別、所在地等について	4
(2) 施設の受動喫煙防止対策の状況について	5
(3) 今後の受動喫煙防止対策について	11
II. 第二種施設	13
(1) 施設・店舗の業種、所在地等について	13
(2) 施設の受動喫煙防止対策の状況について	15
(3) 今後の受動喫煙防止対策について	23
(4) 今後、行政への届出を予定（検討）している施設・店舗について	26
調査票	29

1. 調査の趣旨

受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること）防止対策を強化する健康増進法の改正に向けて、市内の地域状況に応じた施策を検討し実施するために、市内の施設における受動喫煙防止対策の実態を把握、分析することを目的として「横浜市内施設の受動喫煙防止対策に関する実態調査【第一種及び第二種】」を実施した。

2. 実施概要

(1) 実施対象施設

健康増進法の一部を改正する法律案（平成 30 年 7 月 25 日時点）にて定義されている第一種施設（学校、医療機関、行政機関、児童福祉施設等）及び第二種施設（事務所、工場、飲食店、ホテル、旅館、遊戯施設等）より、第一種施設に関しては行政所管施設を除いた全数調査（1,776 施設）、第二種施設については抽出調査（施設の種別ごとに無作為抽出した 18,226 施設）。

(2) 実施期間

平成 30 年 10 月 19 日～11 月 9 日

(3) 回収状況

- ・第一種施設：1,328 件（回収率 74.8%）
- ・第二種施設：6,008 件（回収率 33.0%）

なお、宛先不明による返戻数：1,436 件

施設の種別の回収状況については下図の通り。

業種		対象施設数	回収数	回収率
第一種施設	学校	346	291	84.1%
	高等専修学校・専門学校	60	41	68.3%
	各種学校	9	8	88.9%
	病院	128	100	78.1%
	児童福祉施設	792	585	73.9%
	地域型保育事業	201	144	71.6%
	横浜保育室・認可外保育施設等	240	128	53.3%
	その他・無回答	0	31	
	小計	1,776	1,328	74.8%
第二種施設	飲食店/小規模飲食店・小売業	9,974	2,252	22.6%
	福祉施設等	1,028	738	71.8%
	障害児通所支援事業所	295	155	52.5%
	学習塾・放課後児童クラブ等	264	144	54.5%
	ホテル・旅館	74	46	62.2%
	公衆浴場・理美容・クリーニング等	1,302	390	30.0%
	中小企業(※)	5,287	2,228	42.1%
	無回答	0	55	
	小計	18,224	6,008	33.0%
	総計	20,000	7,336	36.7%

(※)事務所のほか、郵便・電気通信・ガス事業等、銀行等の金融機関・ホール・文化施設・遊戯施設等・旅客・運輸の待合所・ターミナル施設・旅客船等の事業所が含まれている

【調査結果を読む際の注意事項】

- 図表中の構成比は小数点第2位を四捨五入して表記していることから、表示上の構成比を合計しても100%にならない場合がある。
- 施設の種別の図について、図1を除き、施設の種別が不明・無回答のグラフは掲載していない。ただし、全体は、不明・無回答の施設もカウントしているため、施設の種別で表記している施設の合計と全体の数値は一致しないことがある。
- 一部の設問等においては、回答数が非常に少ないため、分析結果を見る際に留意が必要な場合がある。
- 本編における第一種施設及び第二種施設については、「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（健発0725第1号、平成30年7月25日）において、以下のように分類されている。詳細については、<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000378392.pdf>を参照されたい。

施設区分	定義
第一種施設	多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうものとする。
第二種施設	多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいうものとする。

- なお、本調査では、第一種施設及び第二種施設を次のように分類している。

種別	業種
第一種施設	学校
	高等専修学校・専門学校
	各種学校
	病院
	児童福祉施設
	地域型保育事業
	横浜保育室・認可外保育施設等
	その他
第二種施設	飲食店/小規模飲食店
	小売業
	ホール・文化施設
	福祉施設等
	障害児通所支援事業所
	学習塾・放課後児童クラブ等
	郵便・電気通信・ガス事業等、銀行等の金融機関
	ホテル・旅館
	公衆浴場・理美容・クリーニング等
	遊戯施設等
	旅客・運輸の待合所・ターミナル施設
	旅客船
	事業所等
	その他

3. 結果概要

横浜市では、市民の主体的な健康づくりの指針・計画である「健康横浜21」の中で、「禁煙にチャレンジ」を行動目標とし、「非喫煙者のうち、日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合」については、医療機関、行政機関、職場は、国の方向性を踏まえ、0%まで減少させることを目指し、家庭、飲食店については、それぞれ3.6%、17.2%まで減少させることを目指している。

また、受動喫煙防止対策強化についての内容を盛り込んだ健康増進法の改正（2018年、2019年、2020年4月～、の段階施行予定）に向けて、本市の地域状況に応じた施策を検討し実施する必要がある。

今回、平成30年10月～11月に実施した「市内施設の受動喫煙防止対策に関する実態調査」の結果がまとまったため、調査結果の概要について報告する。

●健康増進法に定義される第一種施設及び第二種施設における受動喫煙防止対策状況

- 施設の種別では、「敷地内禁煙の実施率」は第一種施設が91.3%であるのに対して、第二種施設は39.6%にとどまっており、第一種施設と第二種施設には大きな差があった。
- 第一種施設においては、すべての施設において、「禁煙」の割合が最も多かったのに対して、第二種施設においては、「飲食店/小規模飲食店」では「対策なし(屋内の全ての場所で喫煙できる)」が34.1%、「福祉施設等」や「ホテル・旅館」では「屋内禁煙かつ敷地内禁煙(喫煙所あり)」が28.2%や26.1%と最も多くなっているなど、施設の種別によって受動喫煙防止対策状況が大きく異なっていた。
- 第二種施設においては、「飲食店/小規模飲食店」における「敷地内禁煙の実施率」が27.8%と全体を通して最も低い実施率となっていた（ただし、「旅客・運輸の待合所・ターミナル施設」は回答数が1であったため、除外している）。なお、第一種施設と同様に、未成年者の利用が多い「障害児通所支援事業所」及び「学習塾・放課後児童クラブ等」においては、実施率が70%を超えていた。

表 施設別の受動喫煙防止対策状況

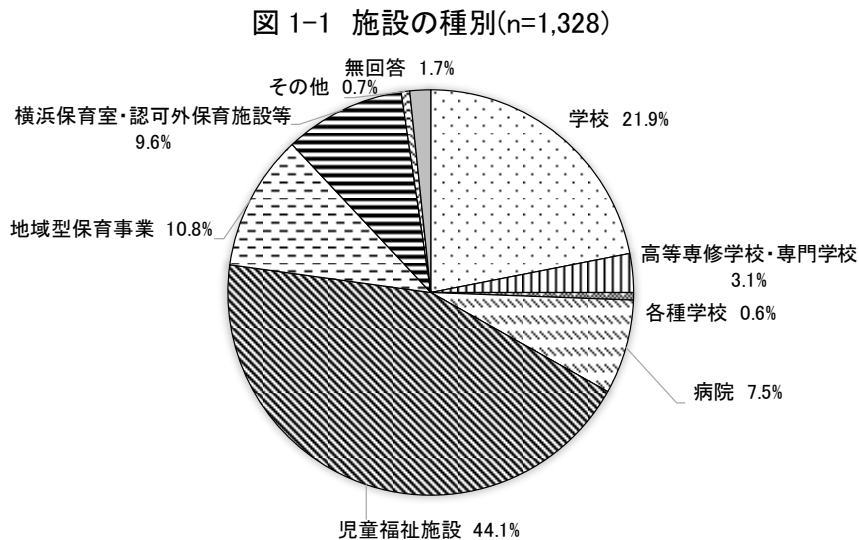
		合計	敷地内 禁煙	屋内 禁煙	分煙	対策 なし	その他	不明
第一種 施設	学校	291	94.2%	3.1%	0.3%	0.7%	1.7%	0.0%
	高等専修学校・専門学校	41	82.9%	17.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	各種学校	8	87.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	病院	100	81.0%	13.0%	4.0%	0.0%	2.0%	0.0%
	児童福祉施設	585	96.1%	2.9%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
	地域型保育事業	144	82.6%	15.3%	0.0%	0.7%	0.7%	0.7%
	横浜保育室・認可外保育施設等	128	86.7%	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	その他	9	66.7%	22.2%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%
	無回答	22	86.4%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%
	合計	1328	91.3%	6.8%	0.4%	0.2%	1.1%	0.2%
第二種 施設	飲食店/小規模飲食店	1928	27.7%	19.1%	13.4%	34.1%	2.0%	3.7%
	小売業	324	58.0%	32.1%	2.2%	1.2%	5.6%	0.9%
	ホール・文化施設	51	52.9%	23.5%	3.9%	0.0%	19.6%	0.0%
	福祉施設等	738	55.8%	34.3%	2.8%	0.1%	6.0%	0.9%
	障害児通所支援事業所	155	76.8%	20.6%	0.6%	0.6%	1.3%	0.0%
	学習塾・放課後児童クラブ等	144	74.3%	21.5%	1.4%	0.7%	2.1%	0.0%
	郵便・電気通信・ガス事業等、銀行等の金融機関	11	45.5%	36.4%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%
	ホテル・旅館	46	34.8%	17.4%	15.2%	10.9%	17.4%	4.3%
	公衆浴場・理美容・クリーニング等	390	49.2%	39.7%	2.3%	1.5%	2.8%	4.4%
	遊戯施設等	35	14.3%	14.3%	60.0%	8.6%	0.0%	2.9%
	旅客・運輸の待合所・ターミナル施設	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	旅客船	3	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%
	事務所等	1554	34.9%	39.1%	10.2%	9.9%	4.7%	1.2%
	その他	573	37.7%	33.5%	10.1%	7.9%	8.6%	2.3%
	無回答	55	27.3%	21.8%	5.5%	16.4%	9.1%	20.0%
合計	6008	39.6%	29.7%	9.1%	14.8%	4.4%	2.4%	
総計		7336	49.0%	25.6%	7.5%	12.1%	3.8%	2.0%

4. 調査結果

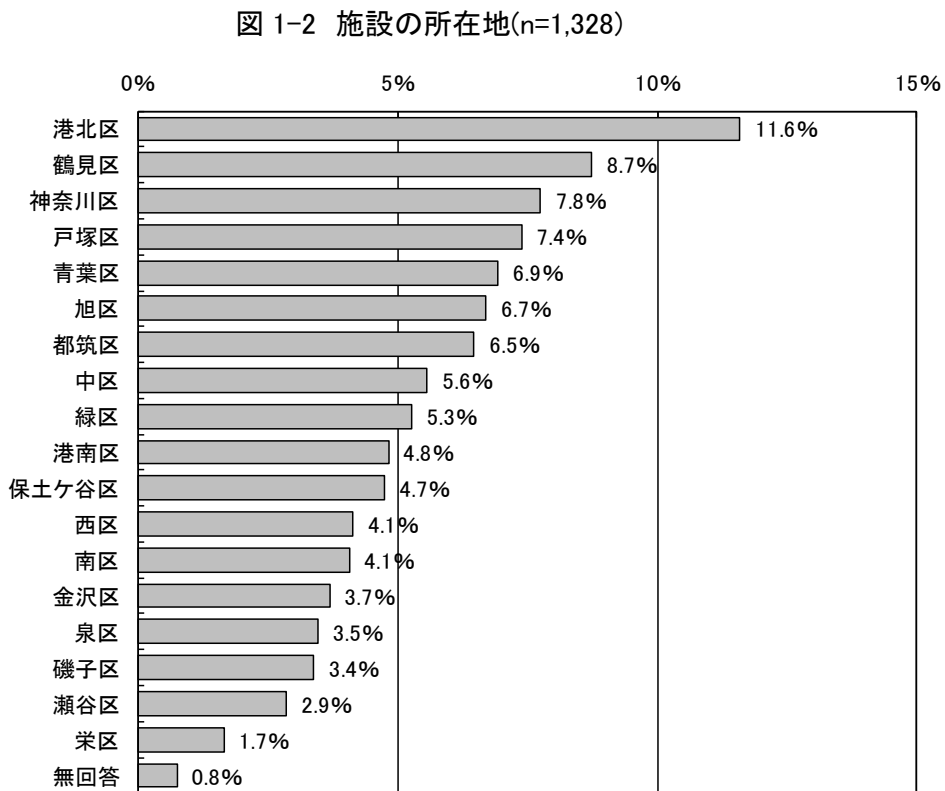
1. 第一種施設

(1) 施設の種別、所在地等について

(ア) 施設の種別



(イ) 施設の所在地

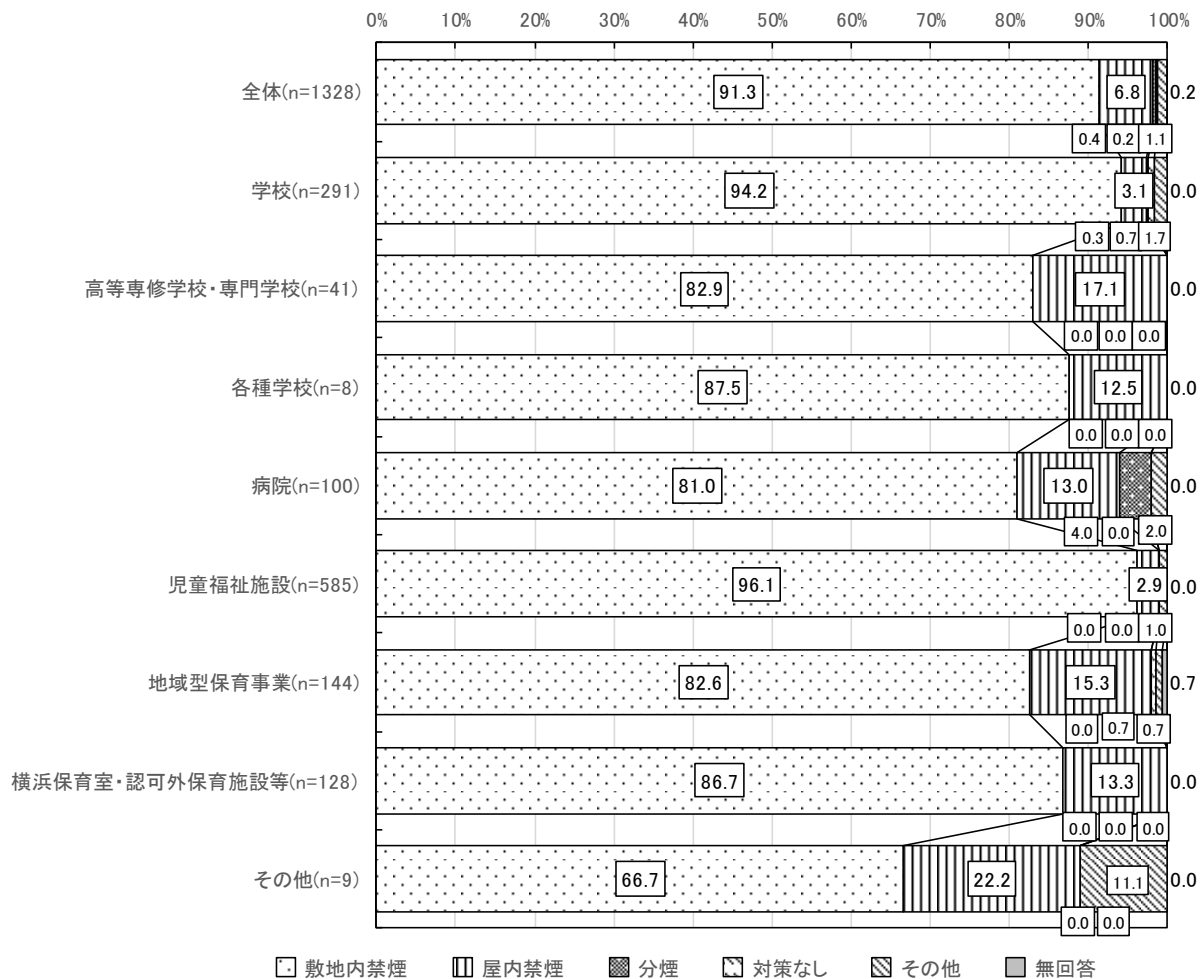


(2) 施設の受動喫煙防止対策の状況について

(ア) 施設の受動喫煙防止対策の状況

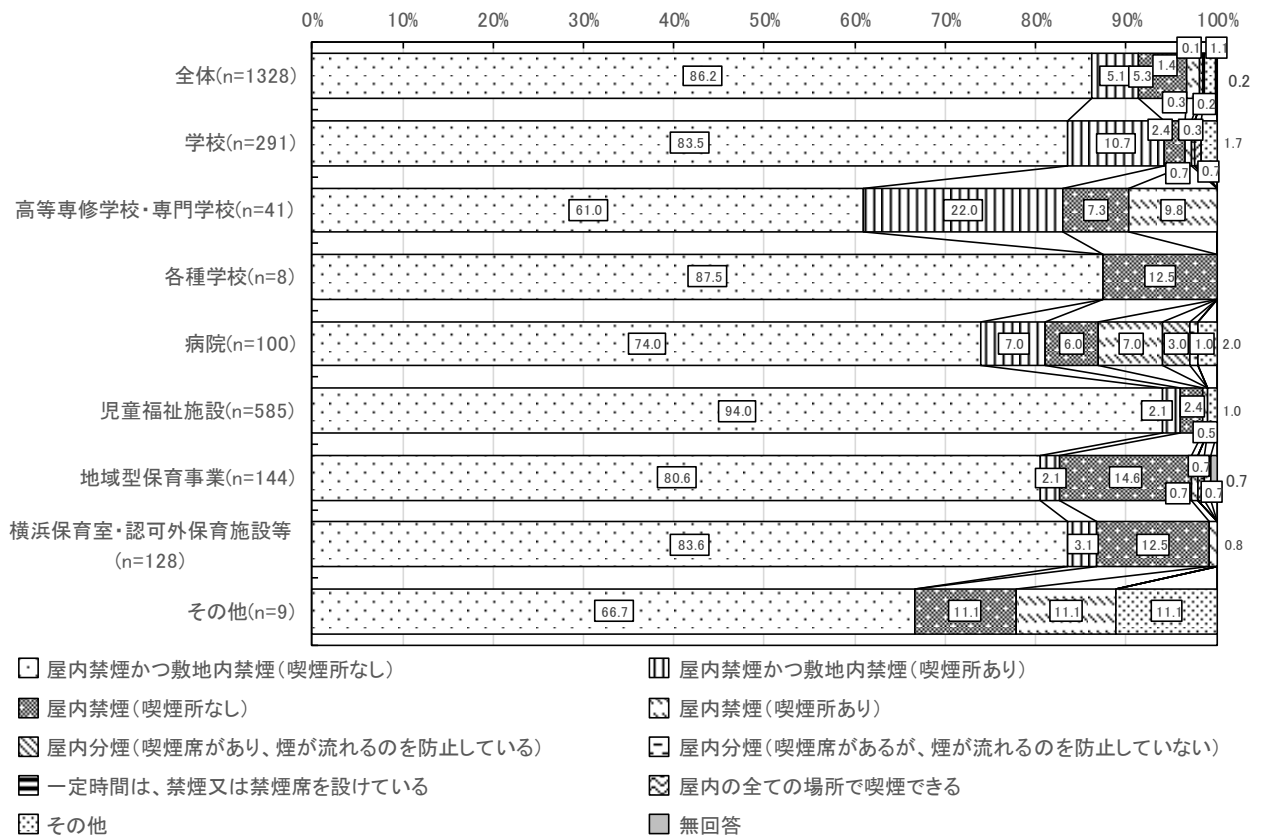
第一種施設施設の受動喫煙防止対策についてみると、いずれの施設も「敷地内禁煙」として、いるところが最も多く、「屋内禁煙」と合わせると、「禁煙」が9割以上となっている。

図 1-3 施設の受動喫煙防止対策状況



施設の分煙状況についてみると、敷地内禁煙の施設は、「児童福祉施設」が94.0%と最も多くなっている。「屋内禁煙かつ敷地内禁煙（喫煙所なし）」が最も低い「高等専修学校、専門学校」、「病院」「その他」の施設においても、「屋内禁煙かつ敷地内禁煙（喫煙所あり）」や「屋内禁煙（喫煙所なし）」など、なにかしらの対策を実施している。

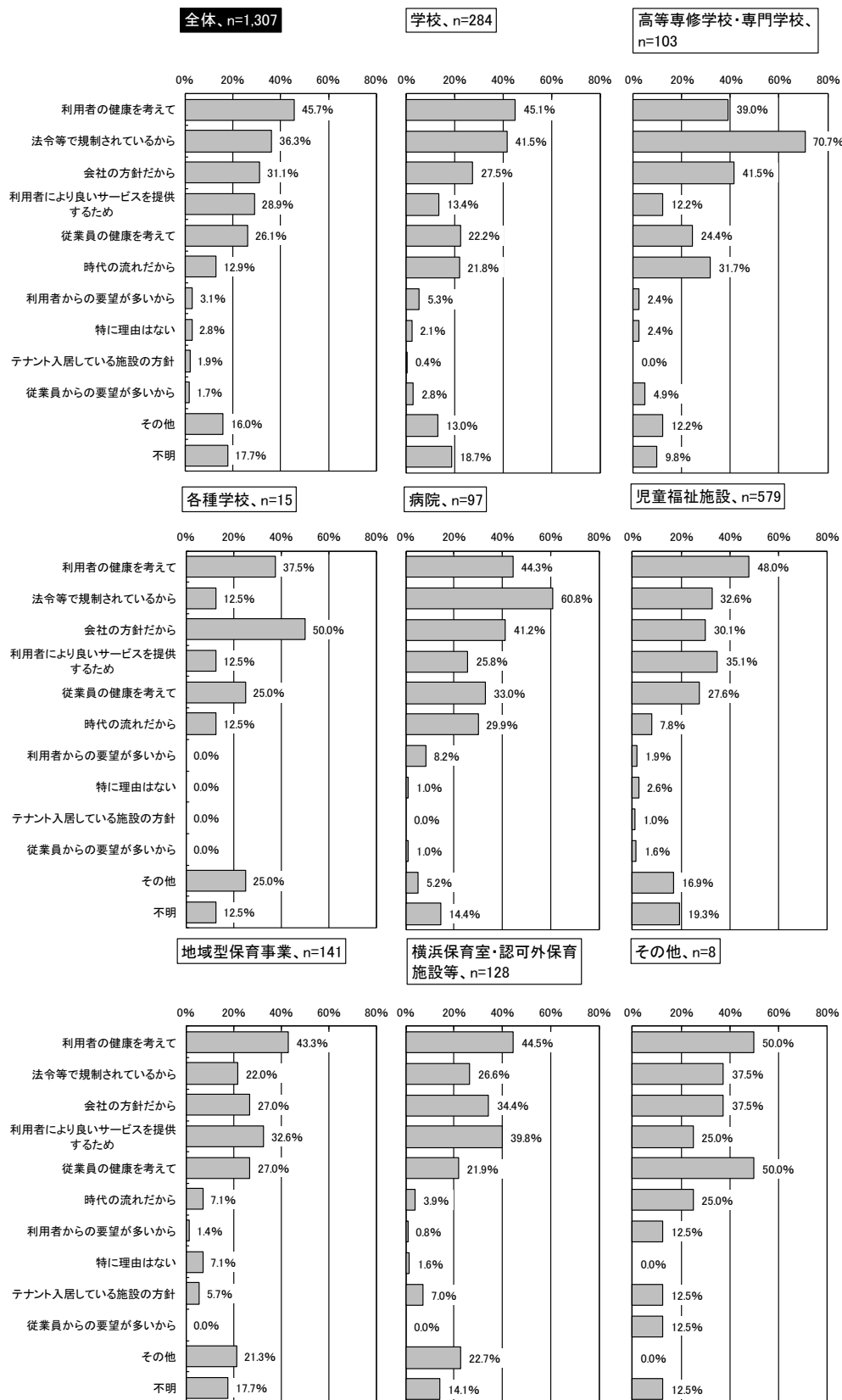
図 1-4 施設の分煙状況



(イ) 受動喫煙防止対策を実施している理由

受動喫煙防止対策を実施している理由についてみると、「利用者の健康を考えて」が45.7%と最も多く、以下、「法令等で規制されているから」(36.3%)、「会社の方針だから」(31.1%)の順となっている。

図 1-5 受動喫煙防止対策を実施している理由(複数回答)

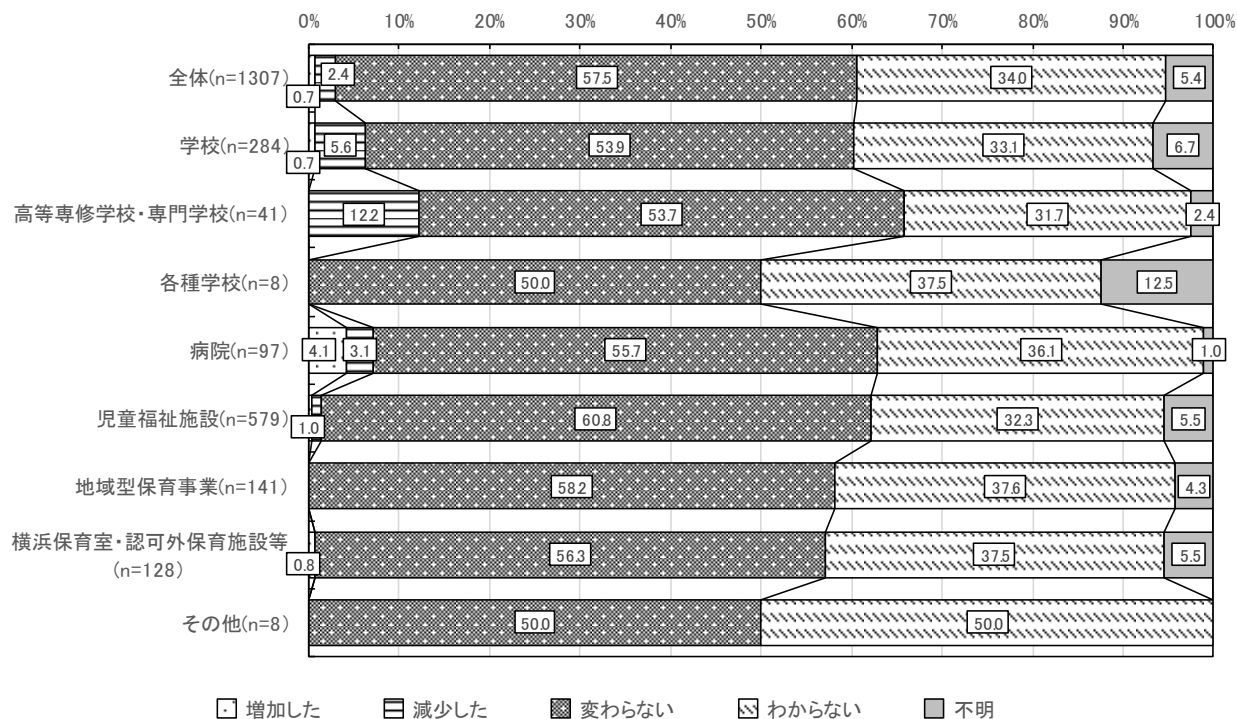


(ウ) 受動喫煙防止対策を実施したことによる、利用客の変化

受動喫煙防止対策を実施したことによる利用客の変化についてみると、「変わらない」が57.5%と最も多く、全体の半数を超えている。

施設の種別にもと、「病院」において「増加した」が4.1%あり、逆に「高等専修学校・専門学校」においては、「減少した」が12.2%あった。

図 1-6 受動喫煙防止対策を実施したことによる利用者数の変化

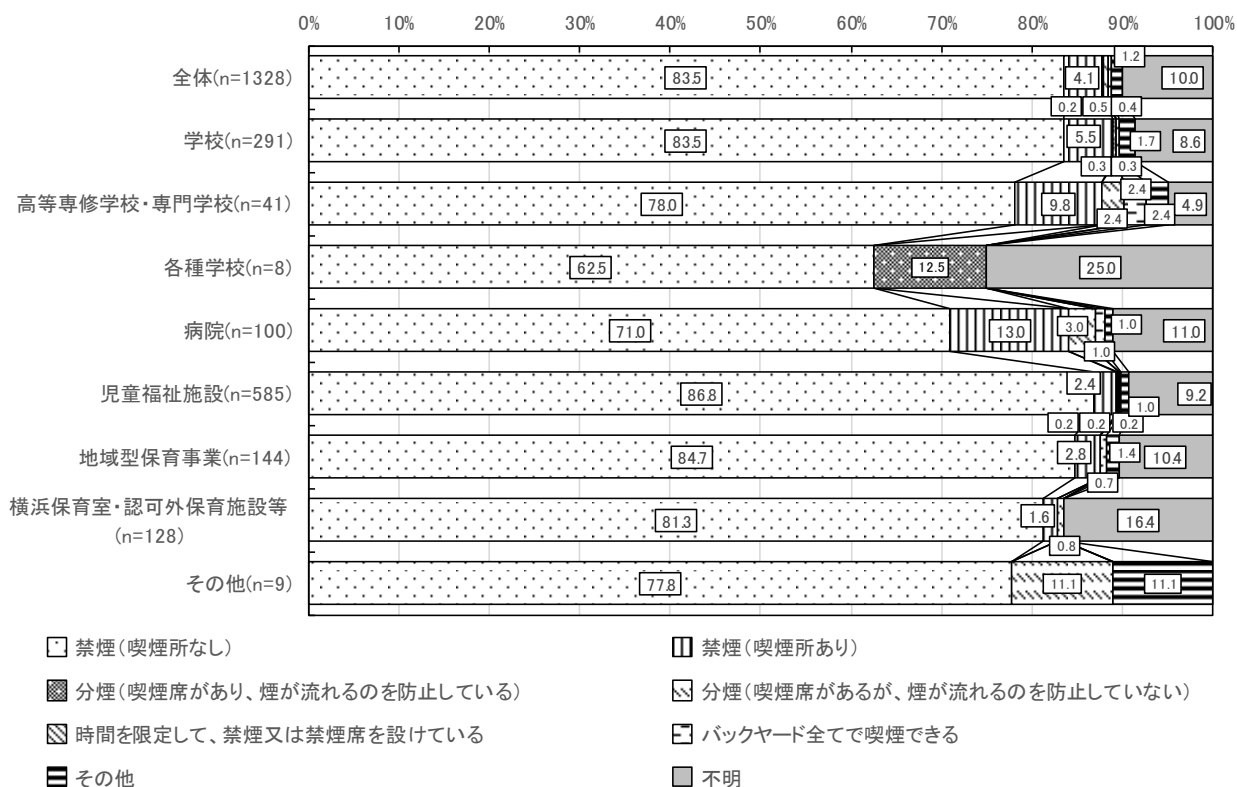


(エ) バックヤードにおける受動喫煙防止対策の状況

バックヤードにおける受動喫煙防止対策の状況としては、「禁煙」あるいは「分煙」している施設が8割を超えている。

施設の種別に見ると、「児童福祉施設」、「学校」においては、「禁煙」あるいは「分煙」している施設が9割弱あるのに対して、「各種学校」、「その他」においては、8割を下回っており、施設の種別により、差があると考えられる。

図 1-7 バックヤードにおける受動喫煙防止対策の状況

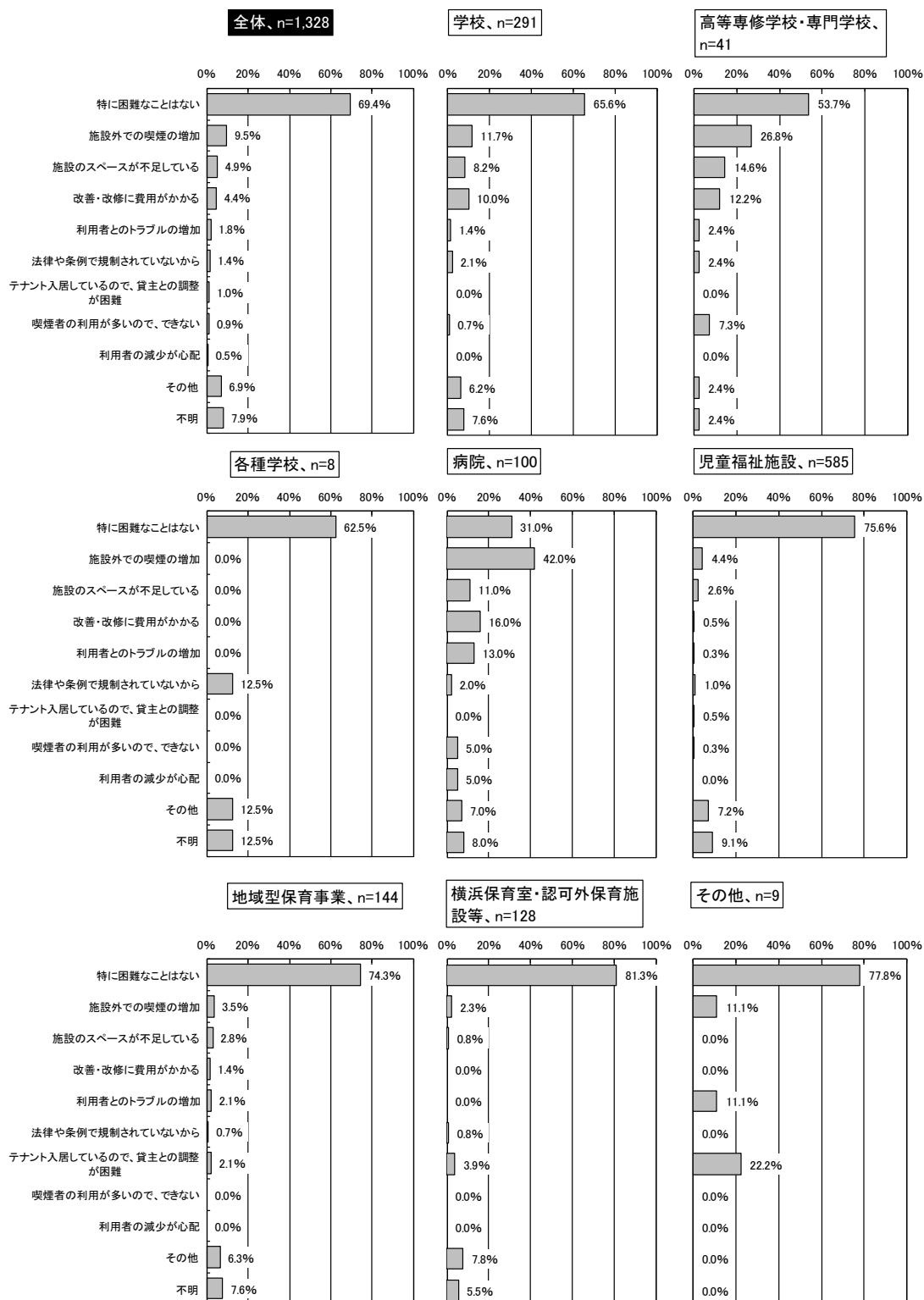


(オ) 現在、受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで困難なこと

全施設に対して、現在、受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで困難なことをみると、「特に困難なことはない」とする意見が69.4%と7割を占めている。困難な理由としては、「施設外での喫煙の増加」(9.5%)、「施設のスペースが不足している」(4.9%)の順になっている。(「不明」や「その他」を除く)

施設の種別に見ると、概ね全体と同様の傾向を示すものの、「病院」のみ「施設外での喫煙の増加」(42.0%)が最も高くなっており、「特に困難なことはない」(31.0%)を超えている。

図 1-8 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで困難なこと(複数回答)

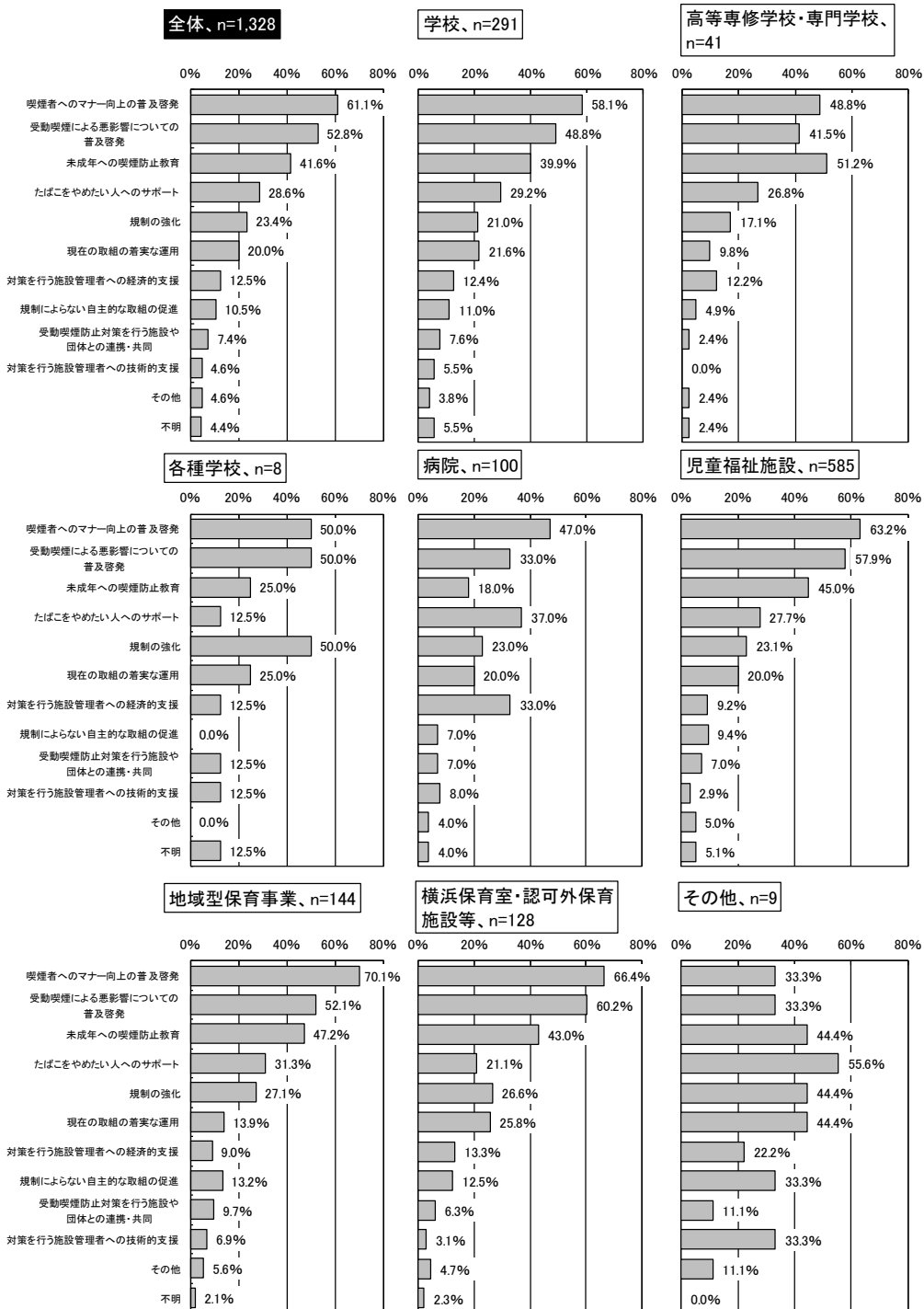


(3) 今後の受動喫煙防止対策について

(ア) 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで市に期待すること

今後、受動喫煙防止対策の取組を進める上で市に期待することをみると、「喫煙者へのマナー向上の普及啓発」が61.1%と最も多く、次いで「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」52.8%、「未成年への喫煙防止教育」41.6%の順となっている。この傾向は、施設の種別にも概ね同様の傾向を示すが、「高等専修学校・専門学校」では「未成年への喫煙防止教育」が51.2%と最も高く、「病院」では「たばこをやめたい人へのサポート」37.0%が2番目に高くなっている。

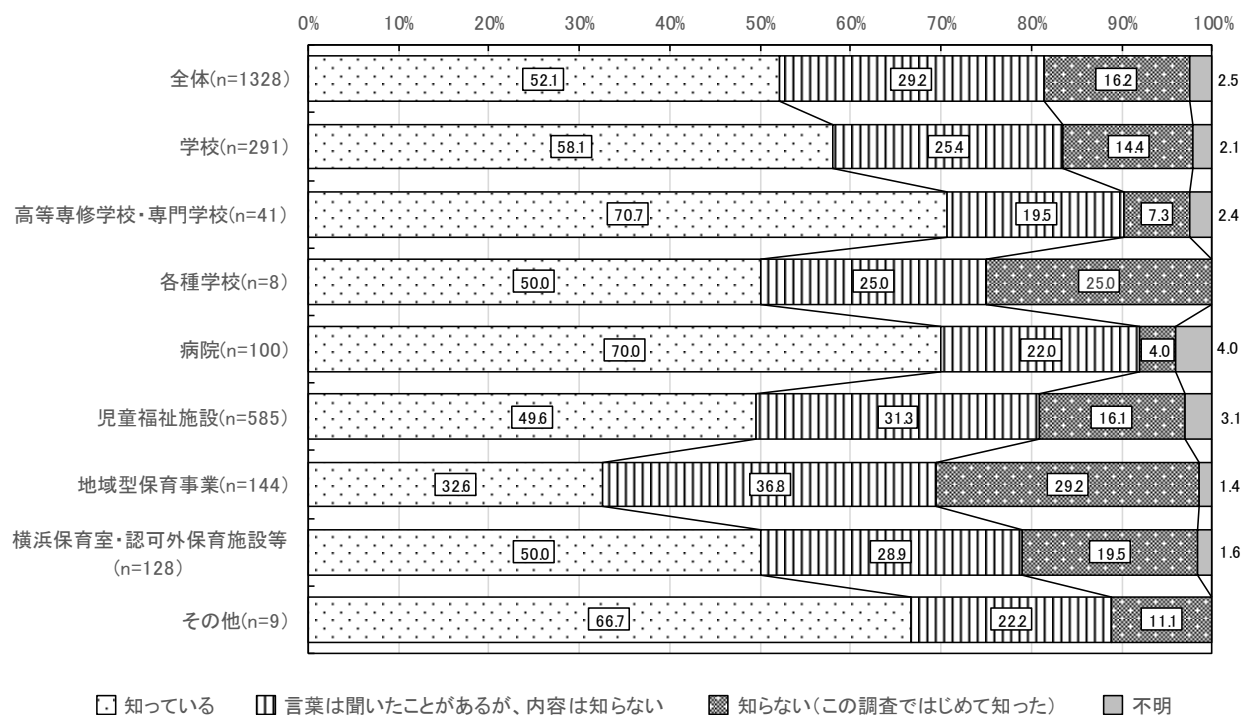
図 1-9 今後の受動喫煙防止対策に取り組むうえで市に期待すること(複数回答)



(イ) 受動喫煙防止対策が強化されることの認知度

受動喫煙防止対策が今後強化されることの認知度については、全体として、約半数の 52.1% が「知っている」としている。施設の種別にみると、認知度は「高等専修学校・専門学校」が 70.7% で最も高く、「地域型保育事業」が 32.6% で最も低くなっている。この「地域型保育事業」では、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も高く 36.8% となっている。

図 1-10 受動喫煙防止対策が強化されることの認知度

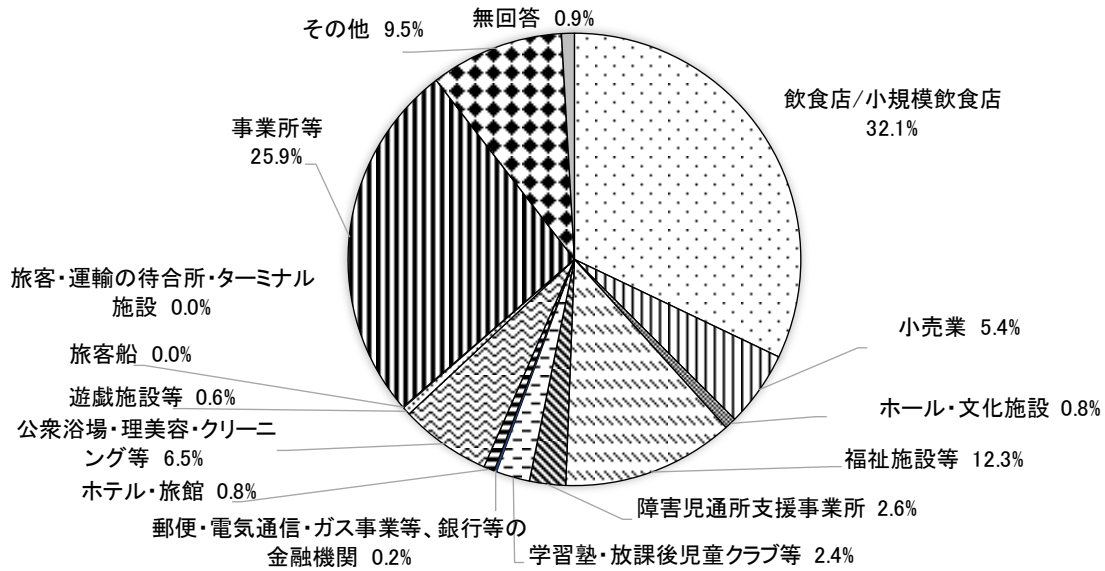


II. 第二種施設

(1) 施設・店舗の業種、所在地等について

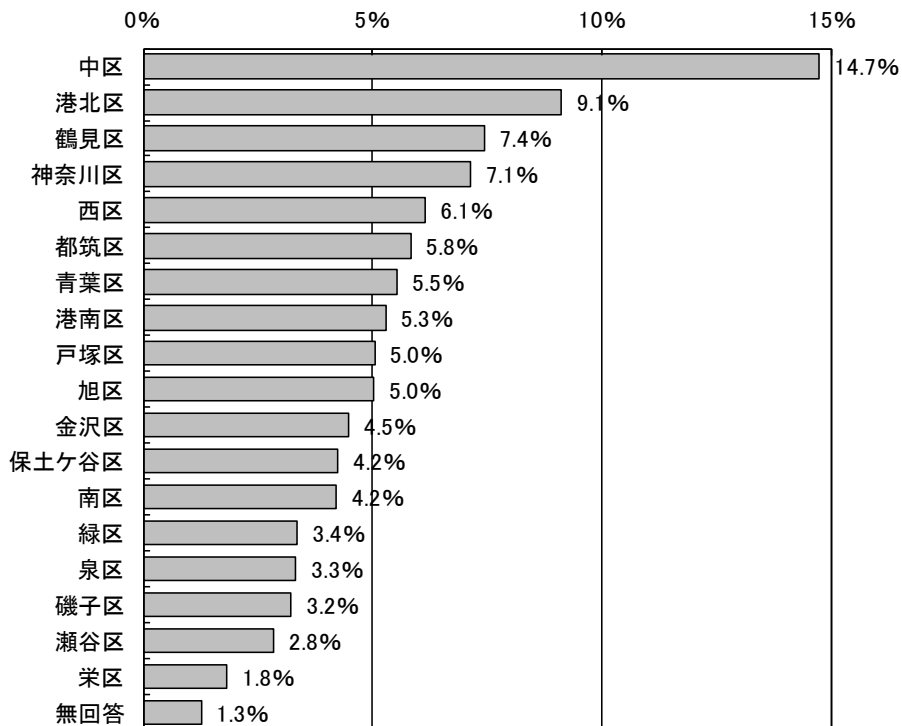
(ア) 施設・店舗の業種

図 2-1 施設・店舗の種別(n=6,008)



(イ) 施設・店舗の所在地

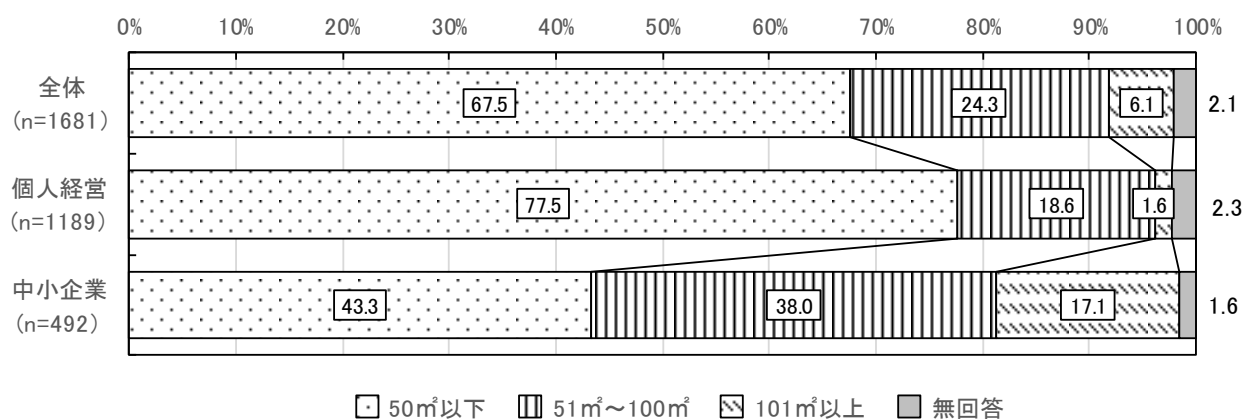
図 2-2 施設の所在地(n=6,008)



(ウ) 飲食店/小規模飲食店の企業規模及び客席面積について

飲食店/小規模飲食店のうち、67.5%が50 m²以下の客席面積であり、100 m²以下の店舗は全体の91.8%に及ぶ。今後、受動喫煙防止対策が強化された後は、100 m²以下の店舗に関しては、「行政に届出をし、健康増進法の法律に定める日まで、施設内での喫煙が可能」となる。届出をしない場合は、「屋内禁煙にする、もしくは喫煙室の設置等が必要」となる。現状では、9割以上の飲食店/小規模飲食店が、この届出の対象施設となると考えられる。

図 2-3 飲食店/小規模飲食店の企業規模別客席面積



(2) 施設の受動喫煙防止対策の状況について

(ア) 施設・店舗の受動喫煙防止対策の状況

第二種施設の施設・店舗における状況は、客席面積が大きいほど「禁煙」の割合が高く、50㎡以下ではほぼ半数が「対策なし」となっている。業種別では、福祉系の施設での「禁煙」の割合が高いのに対して、飲食店では「対策なし」(34.1%)、「分煙」(13.4%)の割合が高く、「禁煙」と拮抗している。

図 2-4 床面積規模別施設・店舗の受動喫煙防止対策の状況

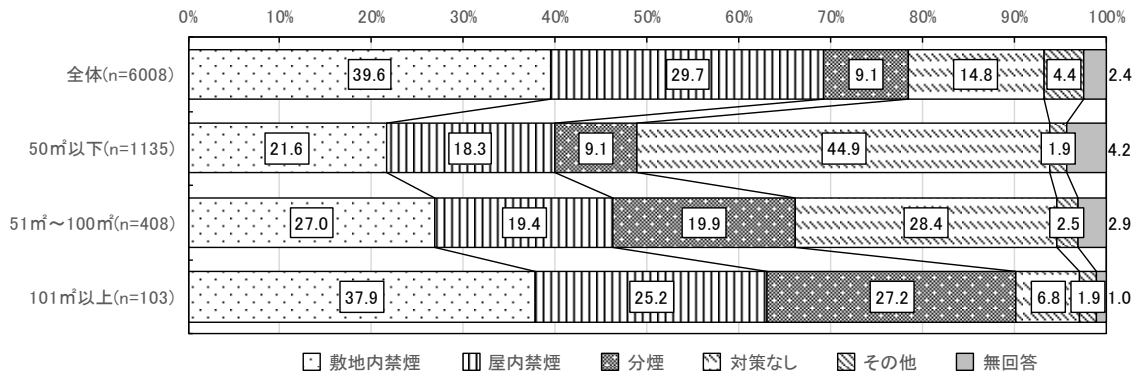
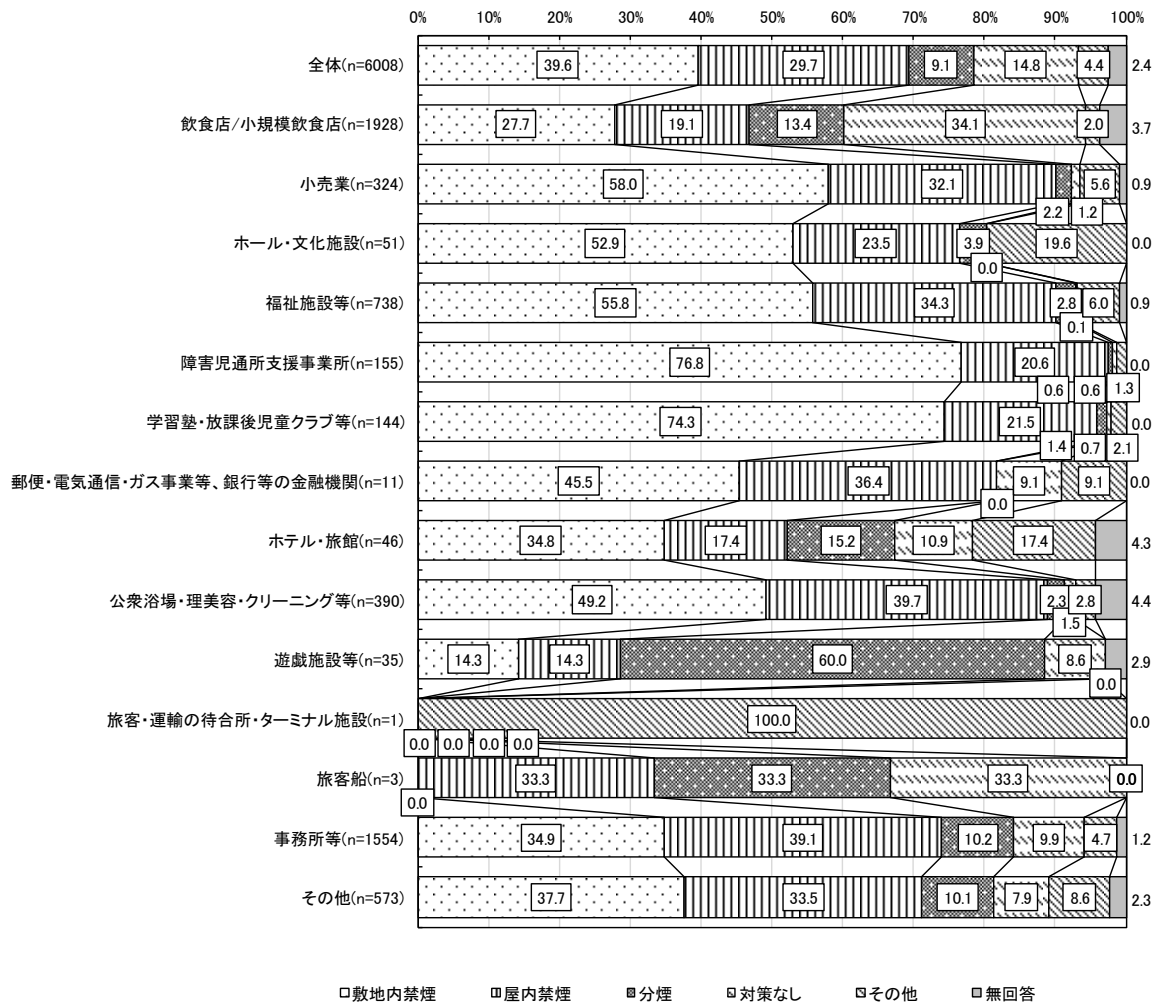


図 2-5 種類別施設・店舗の受動喫煙防止対策の状況



第二種施設の施設・店舗における状況は、分散化しており、全体としては「屋内禁煙かつ敷地内禁煙（喫煙所なし）」24.8%、「屋内禁煙（喫煙所なし）」18.5%、「屋内禁煙かつ敷地内禁煙（喫煙所あり）」「屋内の全ての場所で喫煙できる」14.8%の順になっている。

業種別にみると、「障害児通所支援事業所」、「学習塾・放課後児童クラブ等」などは、「屋内禁煙かつ敷地内禁煙（喫煙所なし）」が7割弱と「禁煙」が進んでいるのに対して、「飲食店/小規模飲食店」では「屋内の全ての場所で喫煙できる」が34.1%と最も高く、対策が進んでいない。

「飲食店/小規模飲食店」を客室面積別でみると、「屋内の全ての場所で喫煙できる」施設・店舗は「50 m²以下」で44.9%、「51~100 m²以下」で28.4%、「100 m²以上」で6.8%となっており、客室面積の規模が大きくなるほど、対策が進んでいた。

図 2-6 施設・店舗の分煙状況

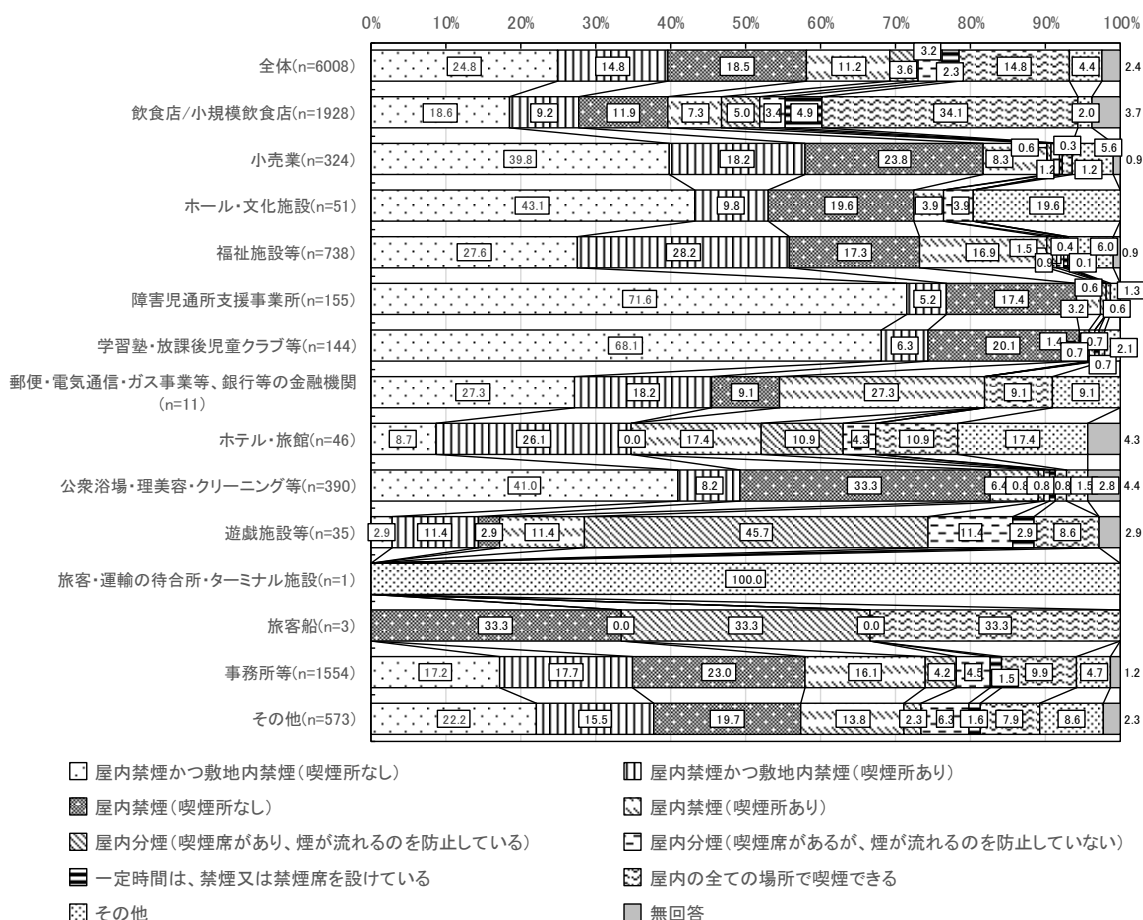
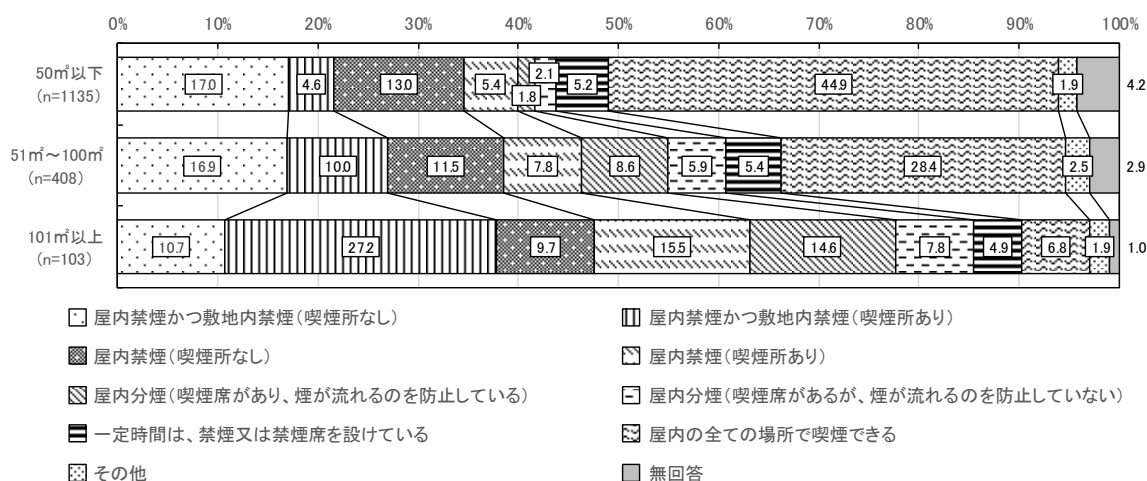


図 2-7 飲食店/小規模飲食店の客席面積別分煙状況

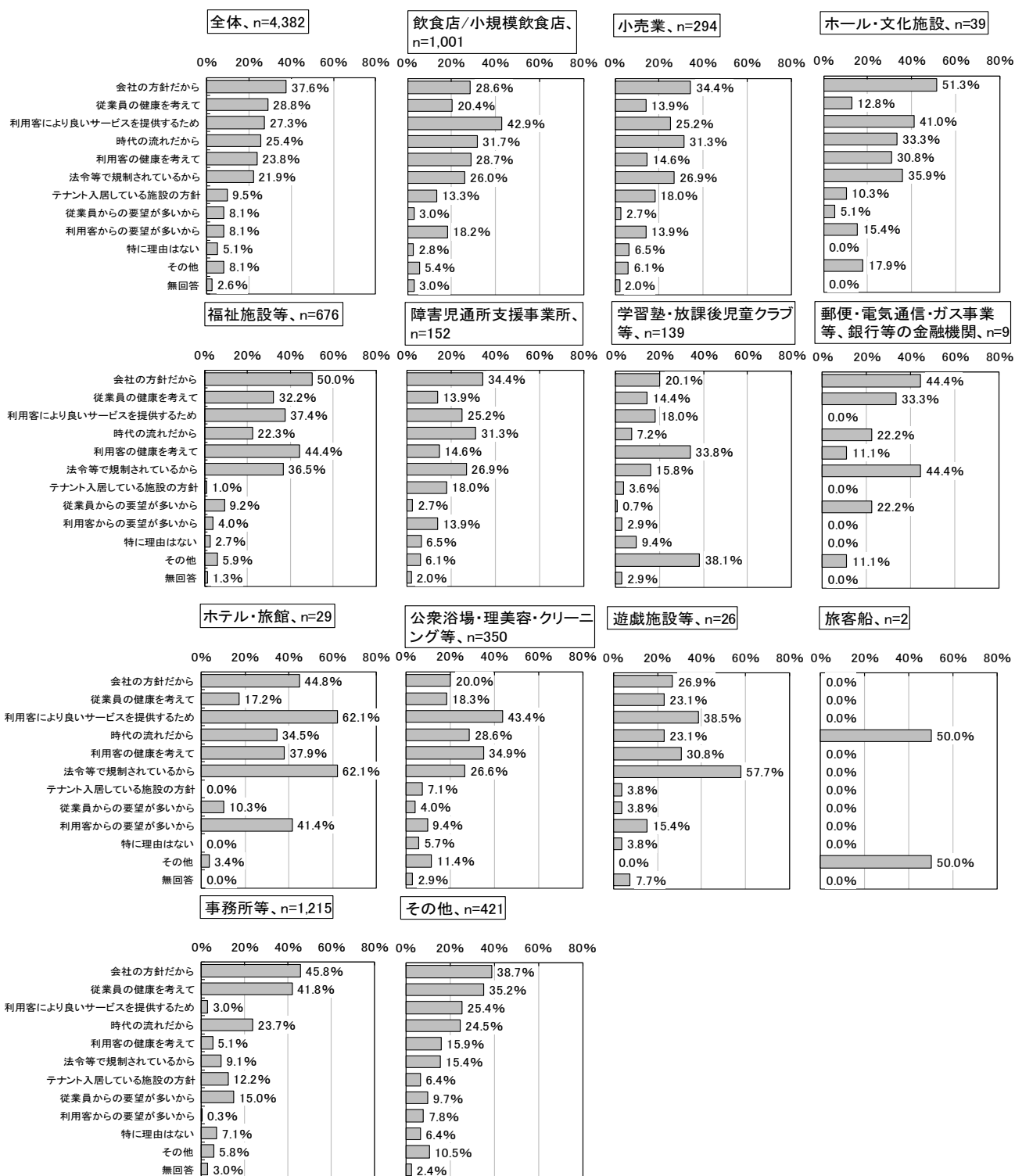


(イ) 受動喫煙防止対策を実施している理由

第二種施設の施設・店舗における受動喫煙防止対策を実施する理由としては、「会社の方針だから」「従業員の健康を考えて」「利用者により良いサービスを提供するため」の順に高くなっている。

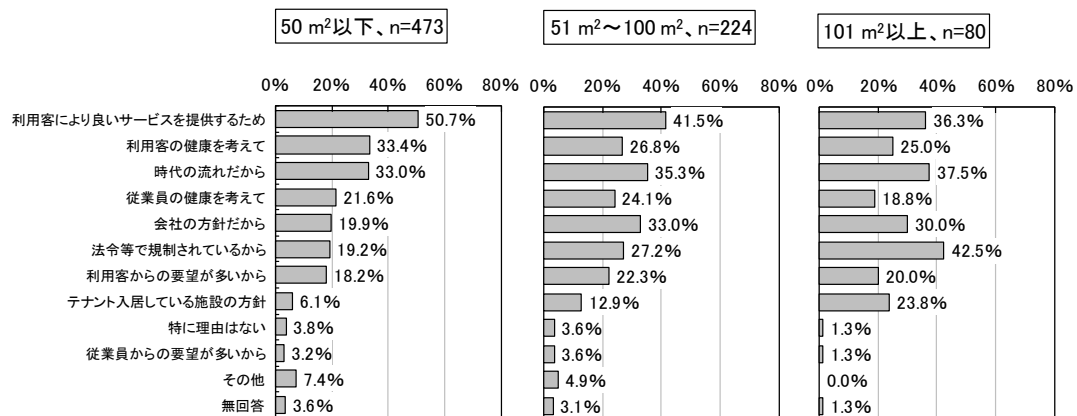
「飲食店/小規模飲食店」で受動喫煙防止対策を実施する理由としては、「利用者により良いサービスを提供するため」「利用客の健康を考えて」「時代の流れだから」の順に高くなっている。

図 2-8 受動喫煙防止対策を実施する理由



*旅客・運輸の待合所・ターミナル施設は回答数が0だったため、記載を省略した。

図 2-9 飲食店/小規模飲食店における受動喫煙防止対策を実施する理由



(ウ) 受動喫煙防止対策を実施したことによる、利用客の変化

施設・店舗での受動喫煙防止対策を実施したことによる利用客の変化についてみると、「変わらない」が55.0%と最も多く、全体の半数を超えている。

業種別にみると、「ホール・文化施設」「飲食店/小規模飲食店」では、「増加した」が5.1%、3.9%あり、逆に「飲食店/小規模飲食店」「ホテル・旅館」「遊戯施設等」では「減少した」が10%強あった。

「飲食店/小規模飲食店」における受動喫煙防止対策を実施したことによる利用客の変化は、客席面積にかかわらず、概ね同様の傾向であった。

図 2-10 施設・企業の受動喫煙防止対策を実施したことによる利用客の変化

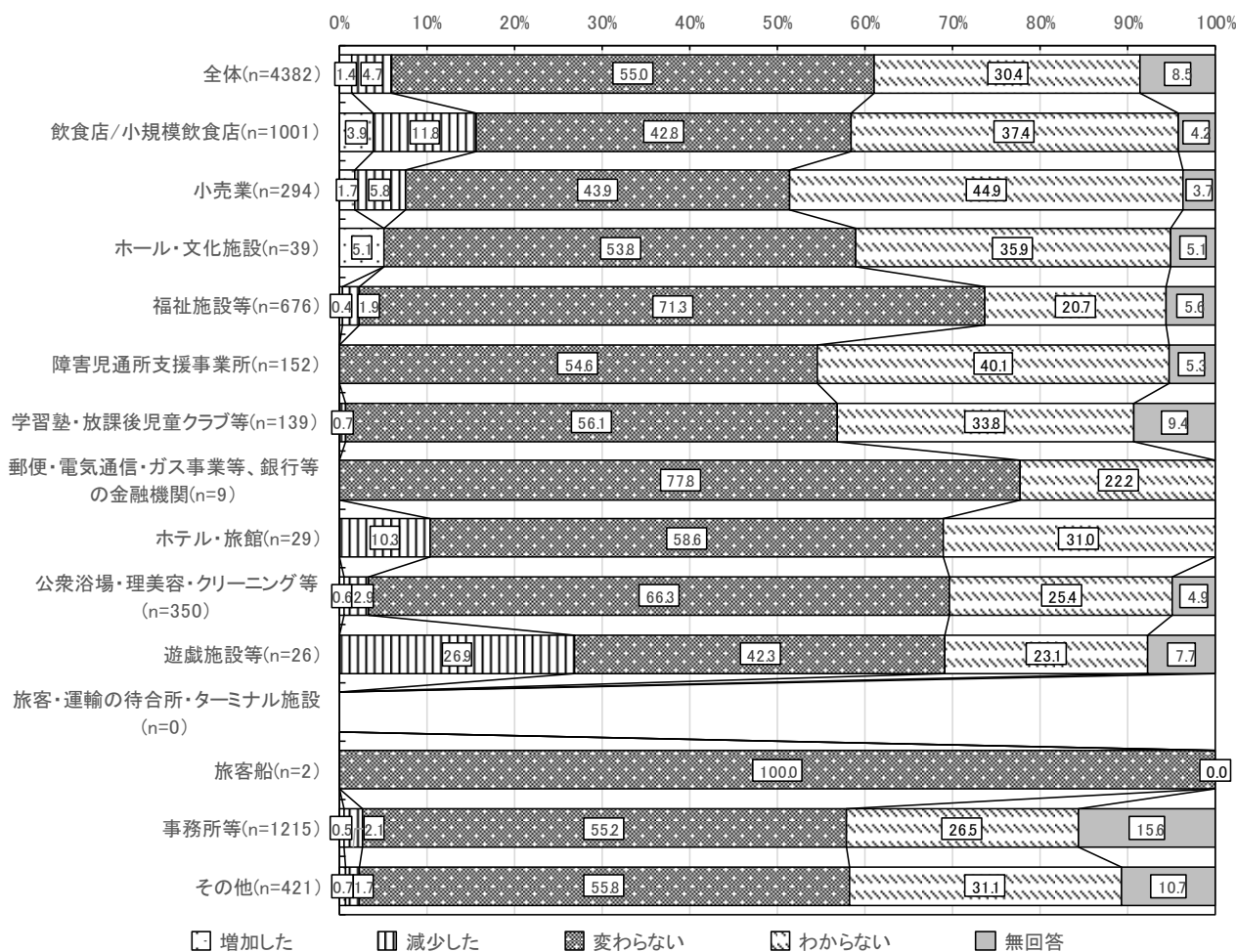
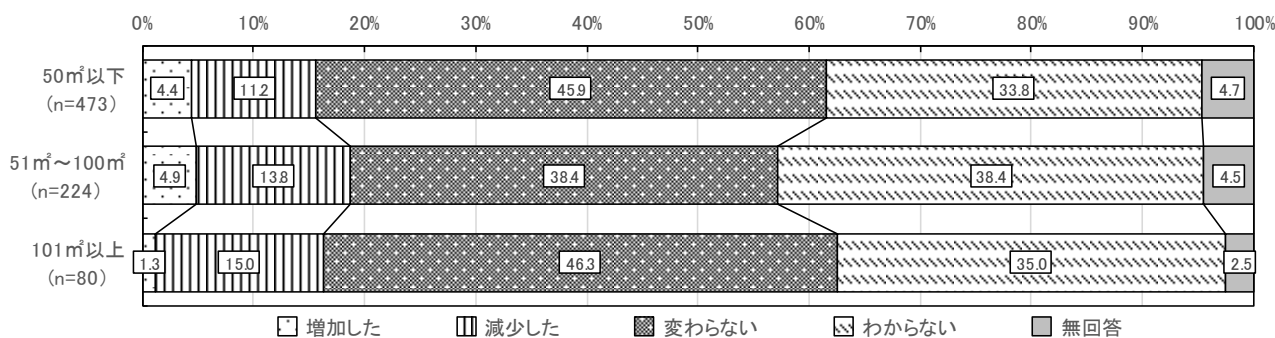


図 2-11 飲食店/小規模飲食店の受動喫煙防止対策を実施したことによる利用客の変化



(エ) バックヤードにおける受動喫煙防止対策の状況

バックヤードにおける受動喫煙防止対策の状況としては、「禁煙」あるいは「分煙」している施設が7割を超えている。

業種別にみると、「障害児通所支援事業所」では、「禁煙」あるいは「分煙」している施設が9割以上あるのに対して、「飲食店/小規模飲食店」では、6割以下にとどまっている。

特に、客席面積が50㎡以下の施設・店舗では、バックヤードを「禁煙」あるいは「分煙」している施設は51.6%にとどまっている。

図 2-12 施設・企業のバックヤードにおける受動喫煙防止対策の状況

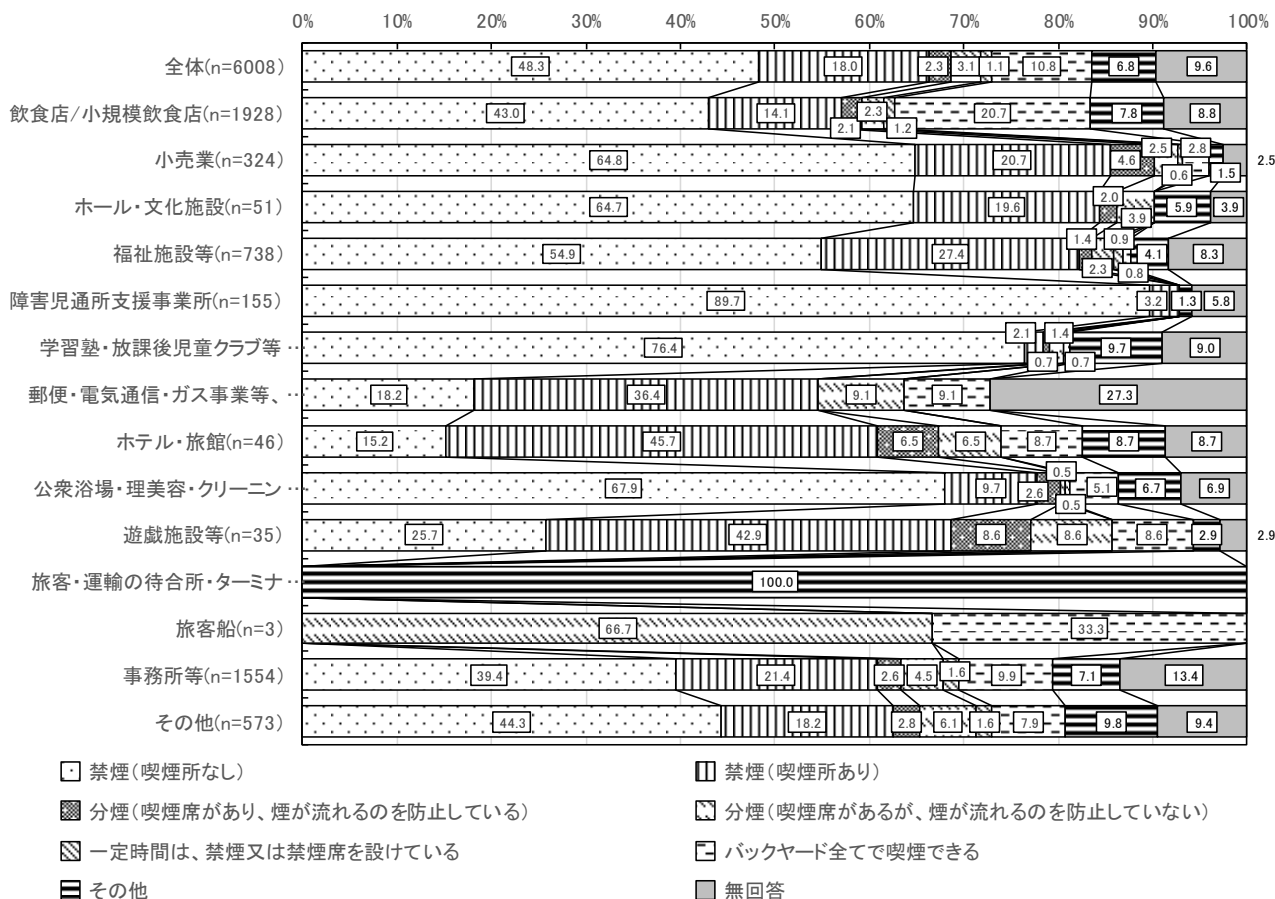
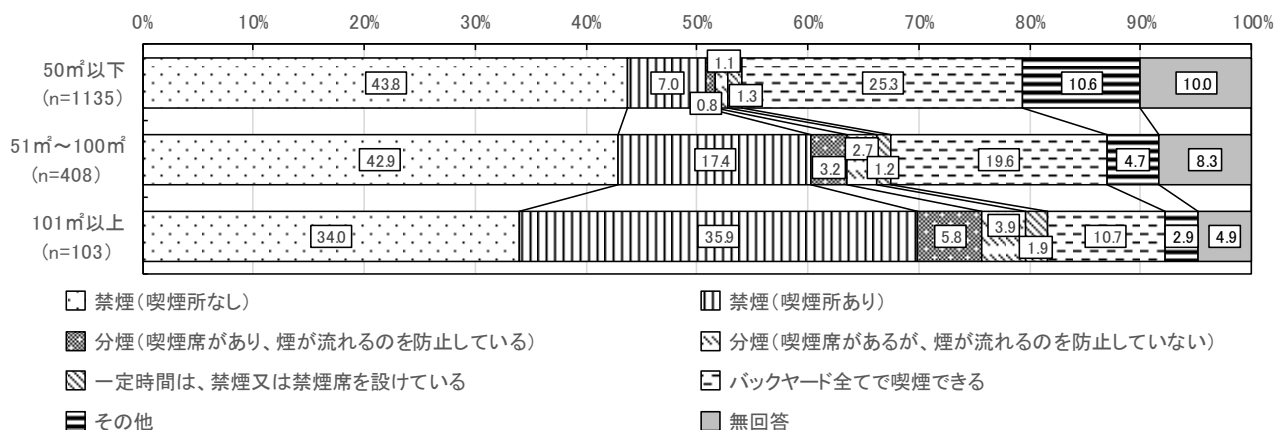


図 2-13 飲食店/小規模飲食店のバックヤードにおける受動喫煙防止対策の状況



(オ) 今後の受動喫煙防止対策として取り組みたいこと

全体としては、「屋内禁煙かつ敷地内禁煙（喫煙所なし）」28.8%、「屋内禁煙かつ敷地内禁煙（敷地内屋外に喫煙所あり）」23.0%、「屋内禁煙（喫煙所なし）」13.1%の順に高くなっている（無回答を除く）。

「飲食店/小規模飲食店」では、23.9%が「届出をし、屋内喫煙可能とする」としている。客席面積別にみると、100 m²以下の施設・店舗で25%以上が「届出をし、屋内喫煙可能とする」と回答した。更には、「禁煙」に取り組むと回答したのは「51 m²～100 m²」で62.5%、「50 m²以上」で50.8%と客席面積が小さいほど、受動喫煙防止対策に対して消極的である傾向がみられる。

なお、「届出をし、屋内喫煙可能とする」のは小規模飲食店のみ可能であるが、小規模飲食店以外の施設も選択しているため、今後、その旨周知も必要である。

図 2-14 施設・企業の今後取り組みたい受動喫煙防止対策

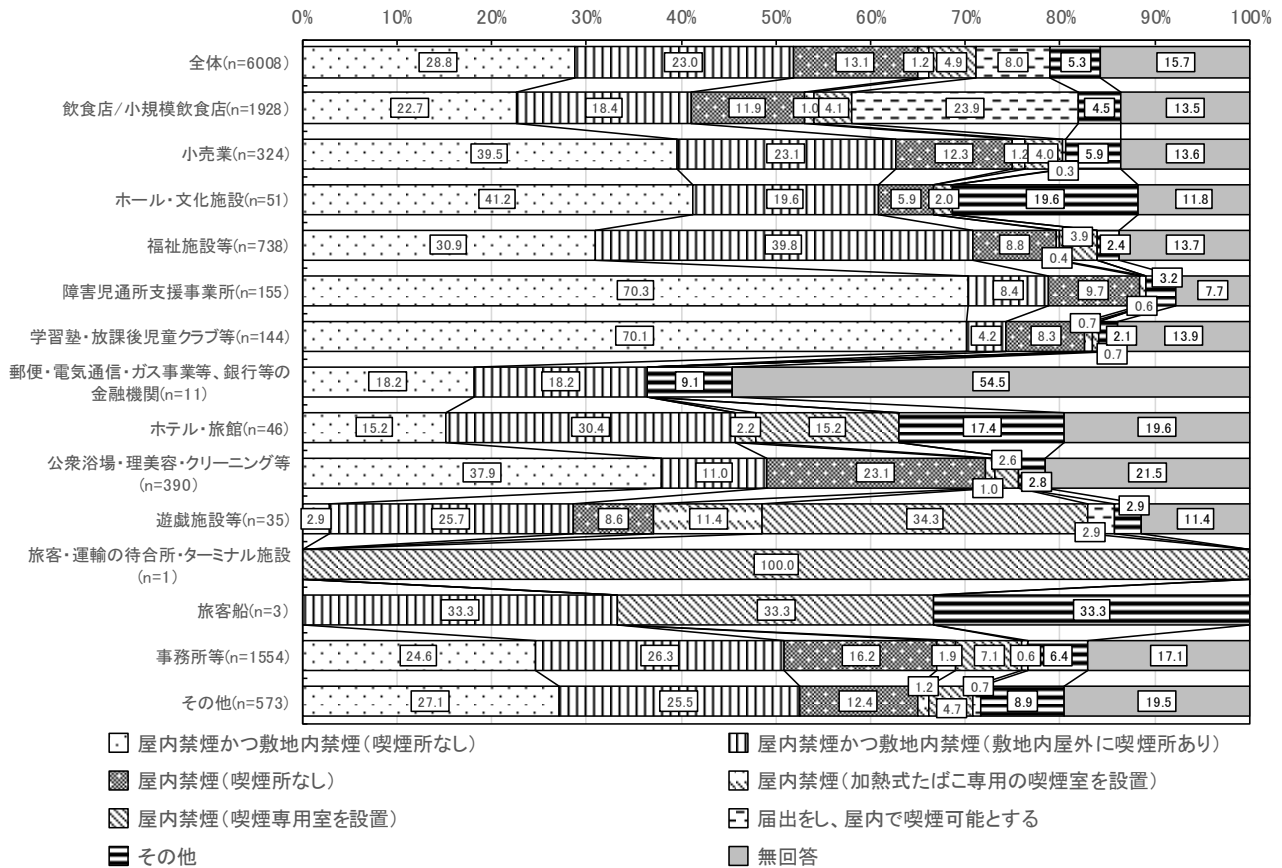
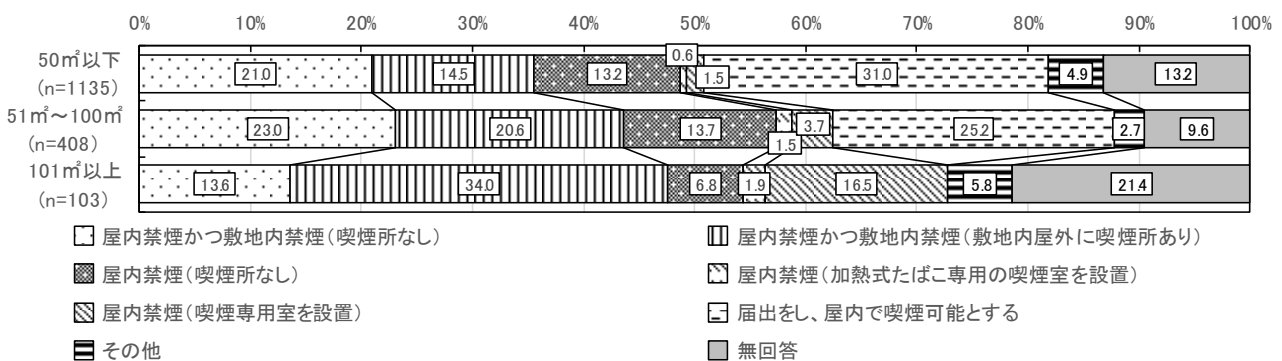


図 2-15 飲食店/小規模飲食店の今後取り組みたい受動喫煙防止対策

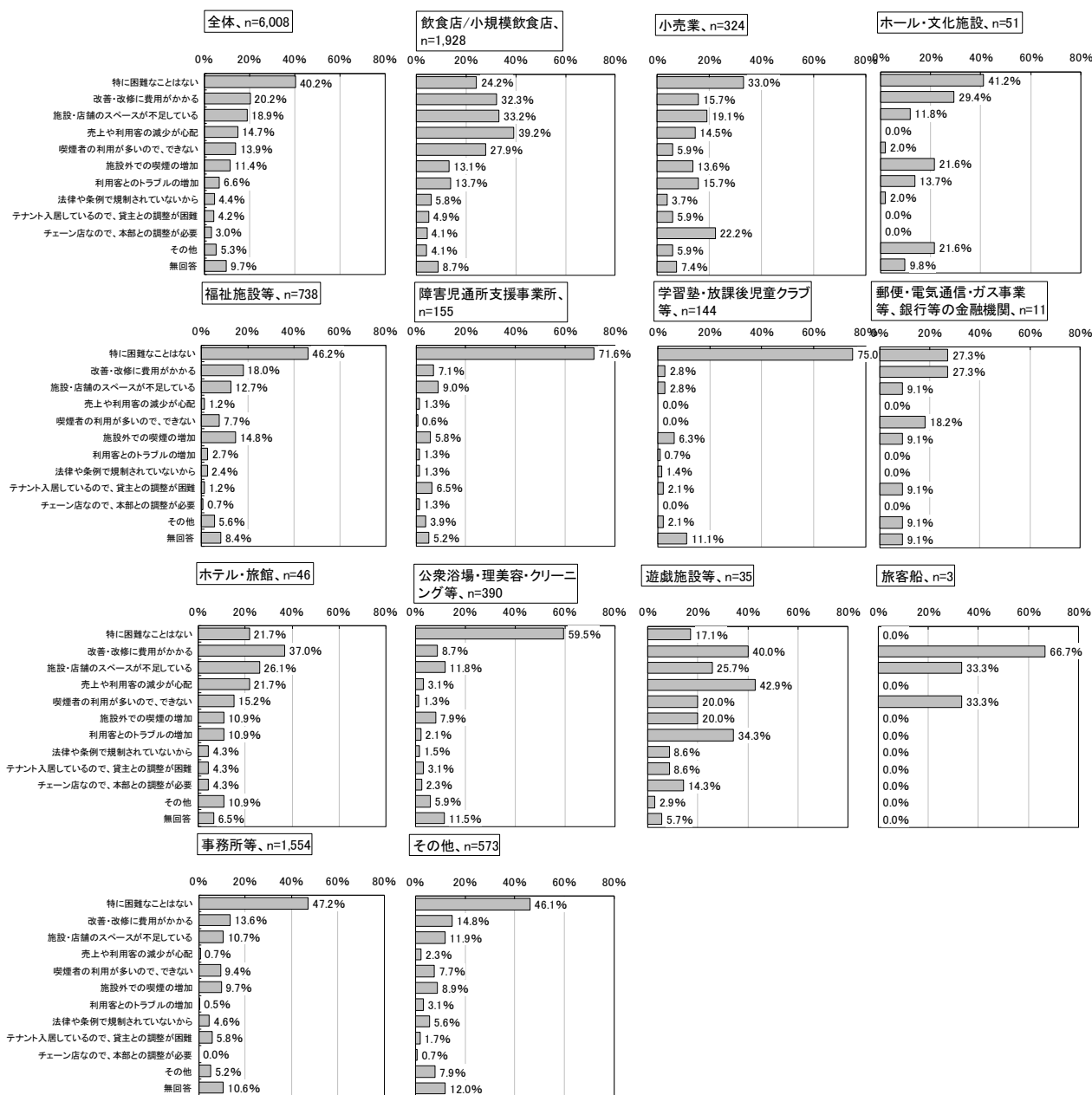


(カ) 現在、受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで困難なこと

全施設に対して、現在、受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで困難なことをみると、「特に困難なことはない」とする意見が40.2%と最も多く、困難なこととしては、「改善・改修に費用がかかる」20.2%、「施設・店舗のスペースが不足している」18.9%となっている。

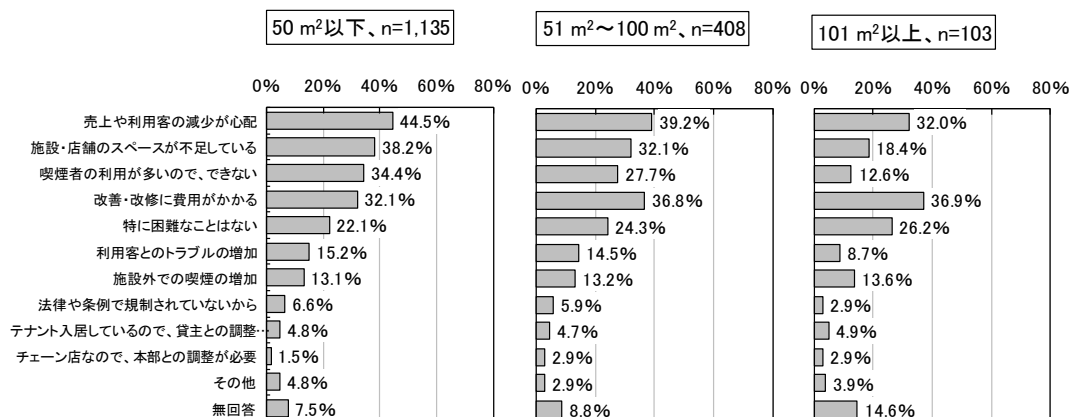
業種別にみると、「飲食店/小規模飲食店」では、全体の傾向に反し、「売上や利用客の減少が心配」39.2%、「施設・店舗のスペースが不足している」33.2%、「改善・改修に費用がかかる」32.3%の順になっている。「飲食店/小規模飲食店」の客室面積別にみると、「喫煙者の利用が多いので、できない」が「50 m²以下」の施設・店舗で34.4%と上位の理由となっている。

図 2-16 受動喫煙防止対策の取組を進める上で困難なこと



*旅客・運輸の待合所・ターミナル施設は回答数が1だったため、記載を省略した。

図 2-17 飲食店/小規模飲食店において受動喫煙防止対策の取組を進める上で困難なこと



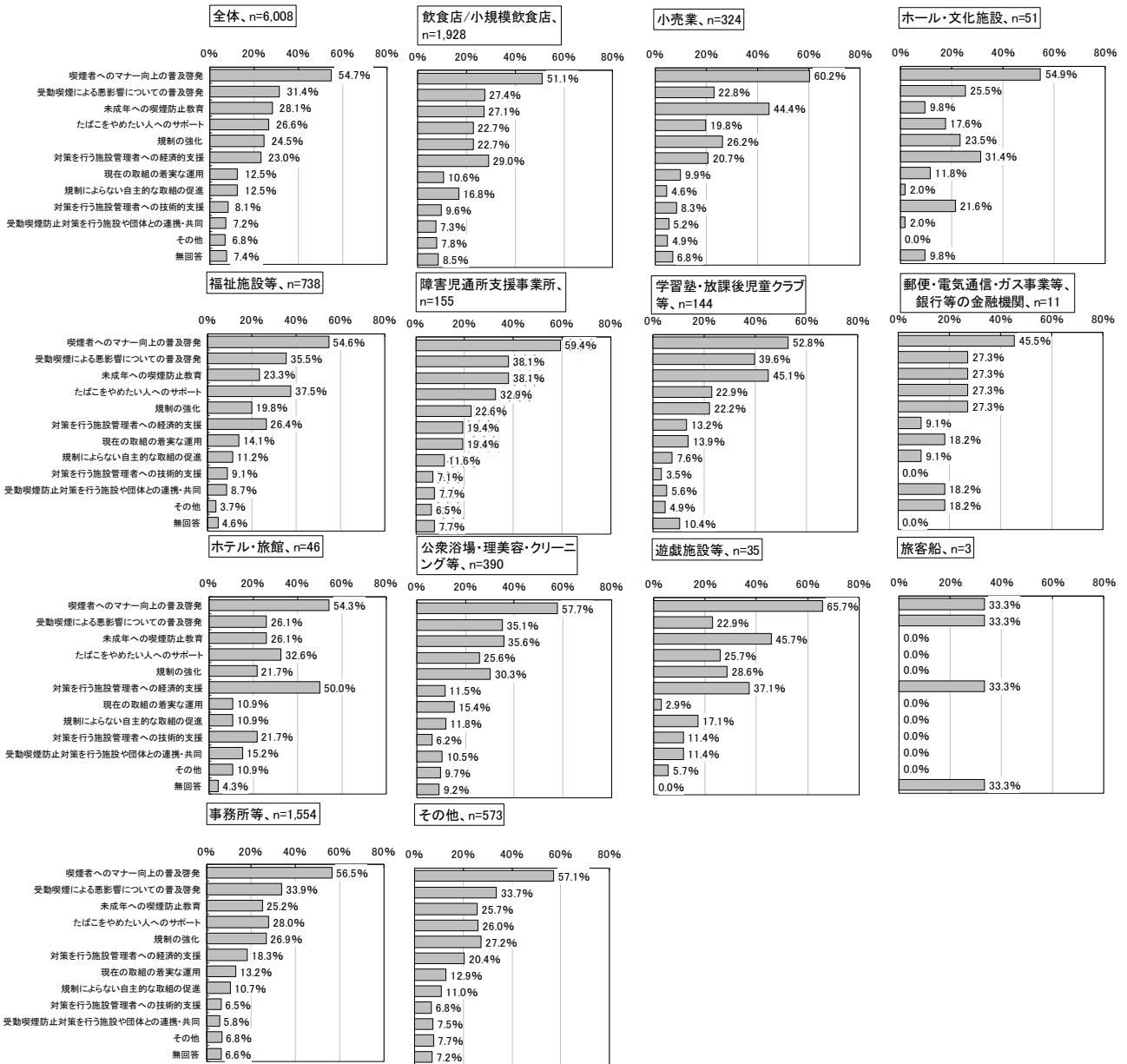
(3) 今後の受動喫煙防止対策について

(ア) 今後の受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで市に期待すること

今後、受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで市に期待することをみると、「喫煙者へのマナー向上の普及啓発」が54.7%と最も多く、次いで「受動喫煙による悪影響についての普及啓発」31.4%、「未成年への喫煙防止教育」28.1%の順になっている。この傾向は、業種別でも概ね同様の傾向を示した。

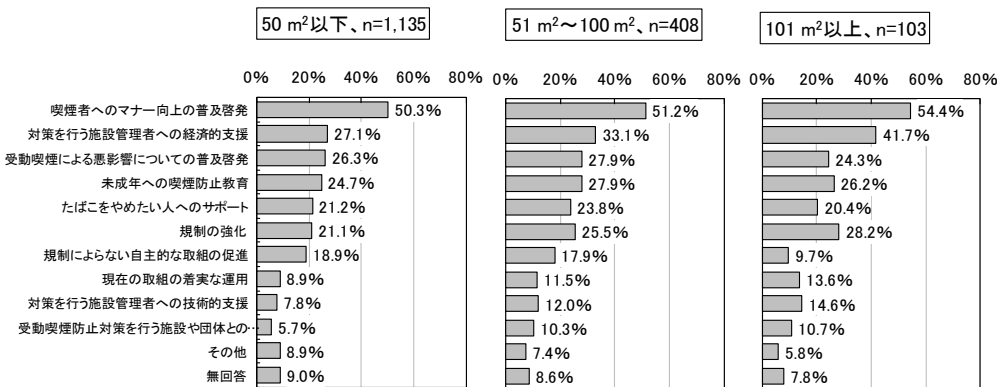
「飲食店/小規模飲食店」では、「喫煙者へのマナー向上の普及啓発」の次に「対策を行う施設管理者への経済的支援」が客席面積にかかわらず、市に期待することとして挙げられた。

図 2-18 受動喫煙防止対策の取組を進める上で市に期待すること



*旅客・運輸の待合所・ターミナル施設は回答数が1だったため、記載を省略した。

図 2-19 飲食店/小規模飲食店において受動喫煙防止対策の取組を進める上で市に期待すること



(イ) 受動喫煙防止対策が強化されることの認知度

受動喫煙防止対策が今後強化されることの認知度については、全体の43.4%が「知っている」と回答した。

業種別にみると、認知度は「ホール・文化施設」が62.7%と最も高く、「小売業」が38.0%で最も低くなっている。(回答数が1施設や3施設であった「旅客・運輸の待合所・ターミナル施設」や「旅客船」は除く)

図 2-20 施設・店舗における受動喫煙防止対策強化に対する認知度

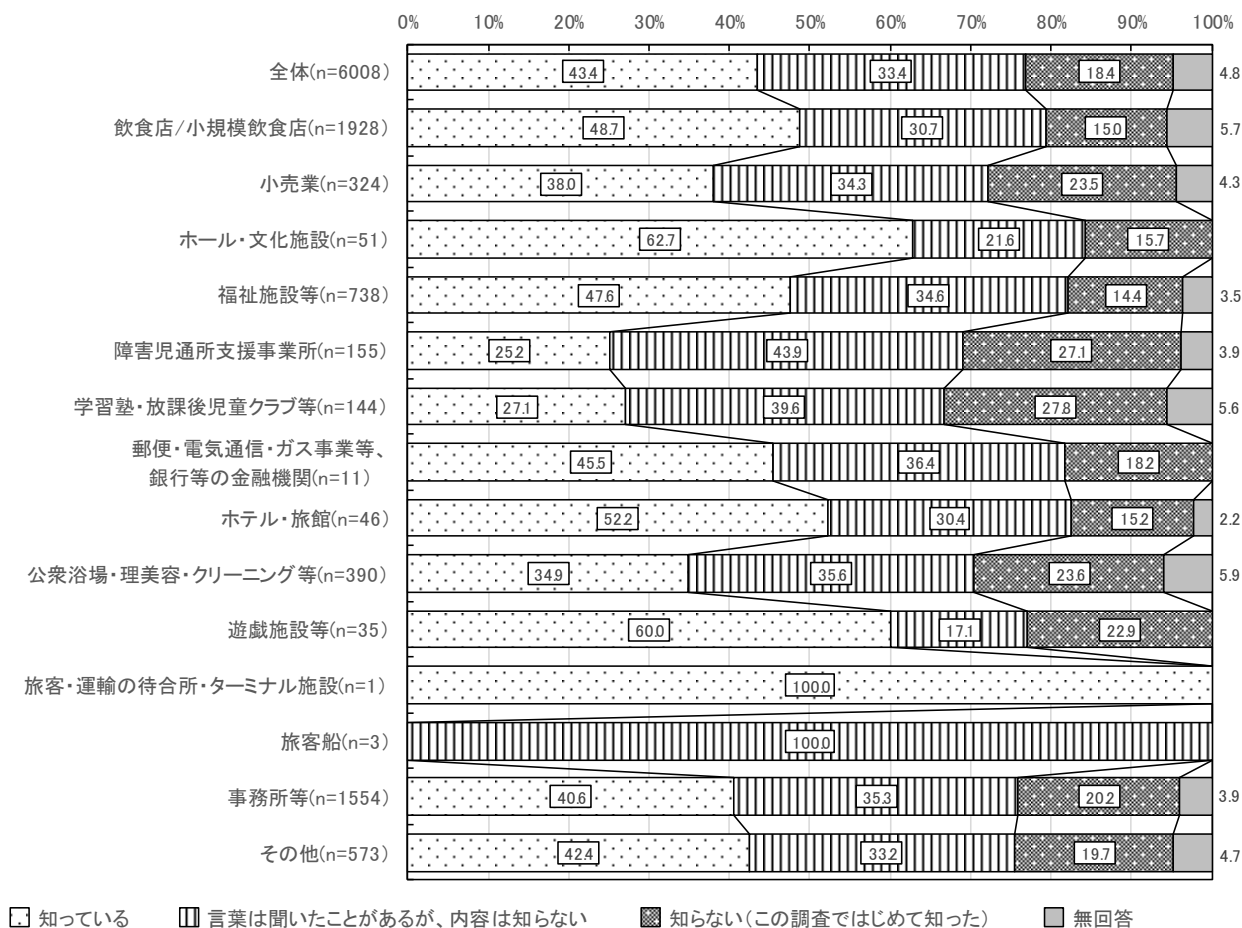
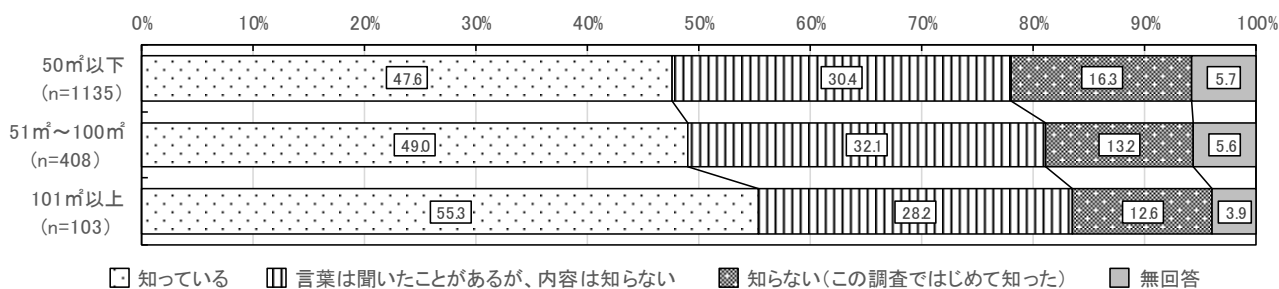
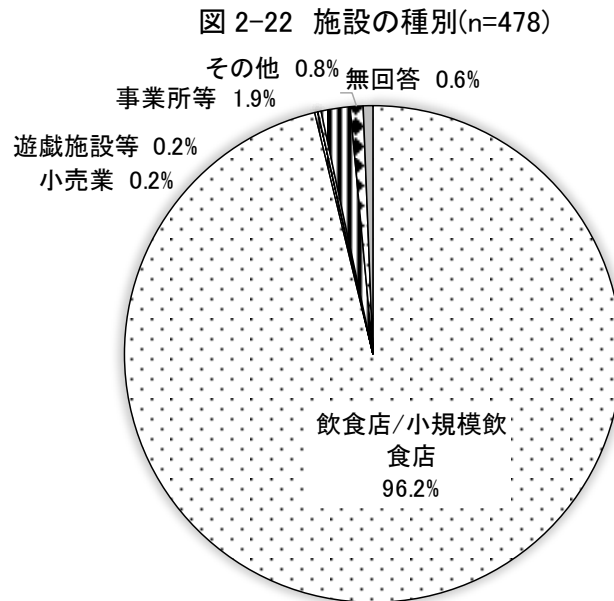


図 2-21 飲食店/小規模飲食店における受動喫煙防止対策強化に対する認知度



(4) 今後、行政への届出を予定（検討）している施設・店舗について

(ア) 施設・店舗の業種

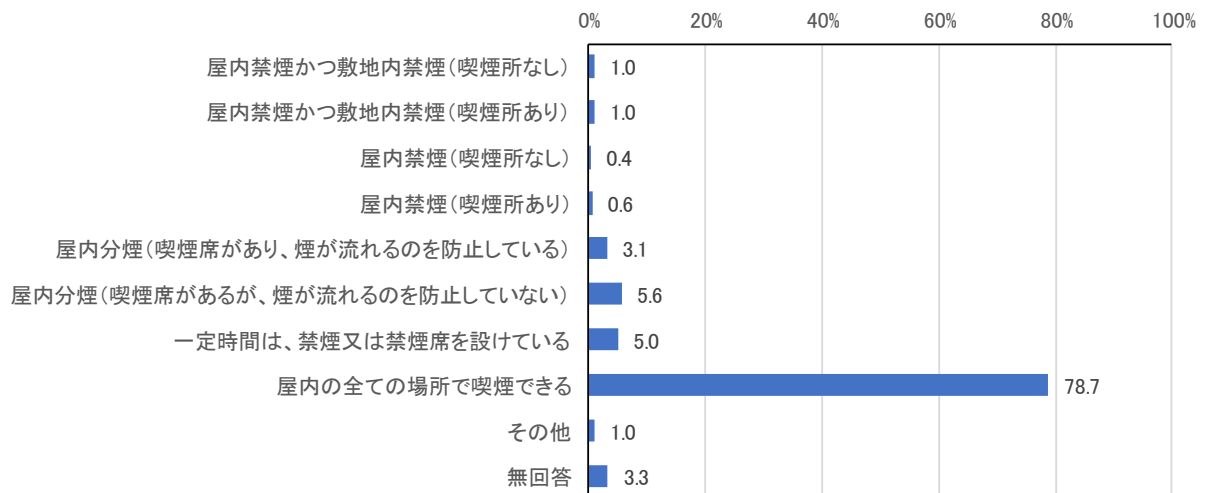


注)ここでは、飲食店以外の業種も選択しているが、「行政への届出をし、屋内で喫煙可能」を選択できるのは、小規模飲食店のみである。

(イ) 施設・店舗の現状の受動喫煙防止対策について

現状の受動喫煙防止対策としては、いずれの業種でも、届出を予定（検討）している施設・店舗では、「屋内の全ての場所で喫煙できる」が最も多かった。

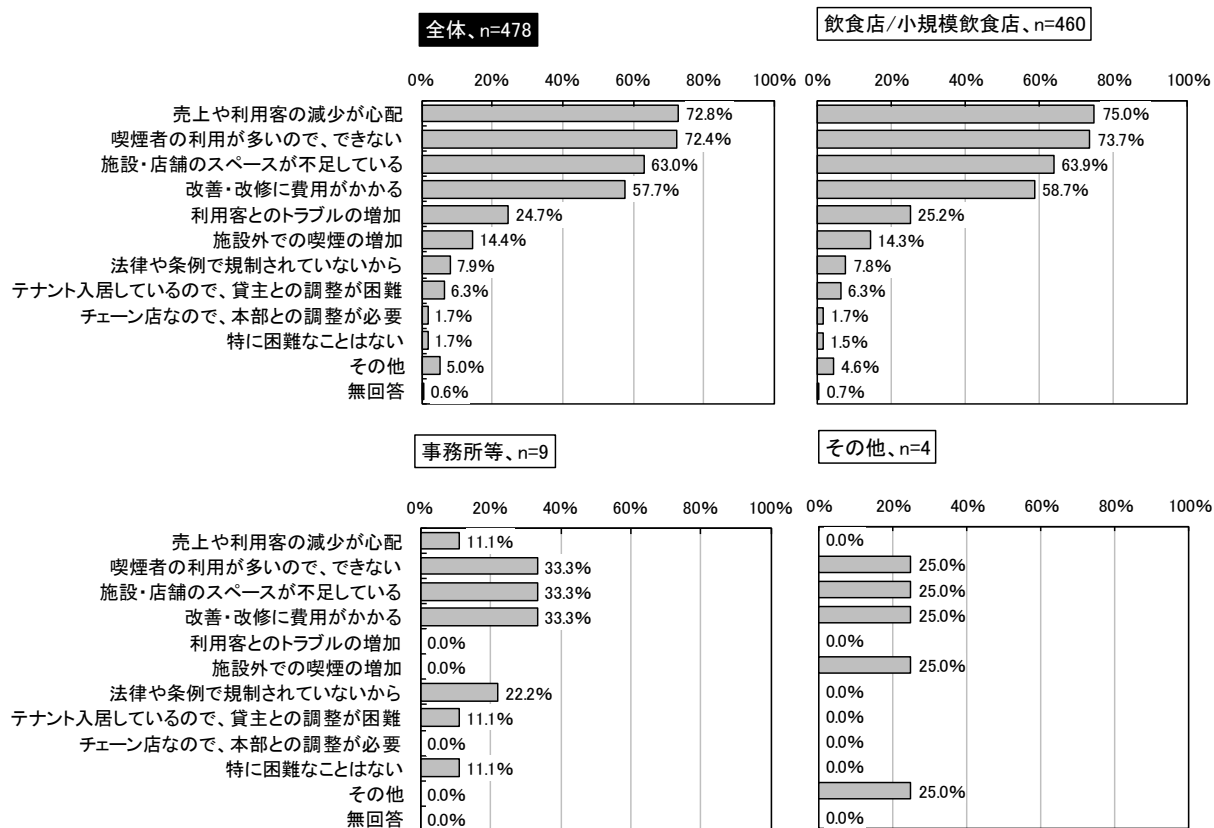
図 2-23 施設・店舗の現状の受動喫煙防止対策(n=478)



(ウ) 現状で受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なこと

現状では、「売上や利用客の減少が心配」72.8%、「喫煙者の利用が多いので、できない」72.4%、「施設・店舗のスペースが不足している」63.0%となっている。

図 2-24 受動喫煙防止対策に取り組むうえで困難なこと

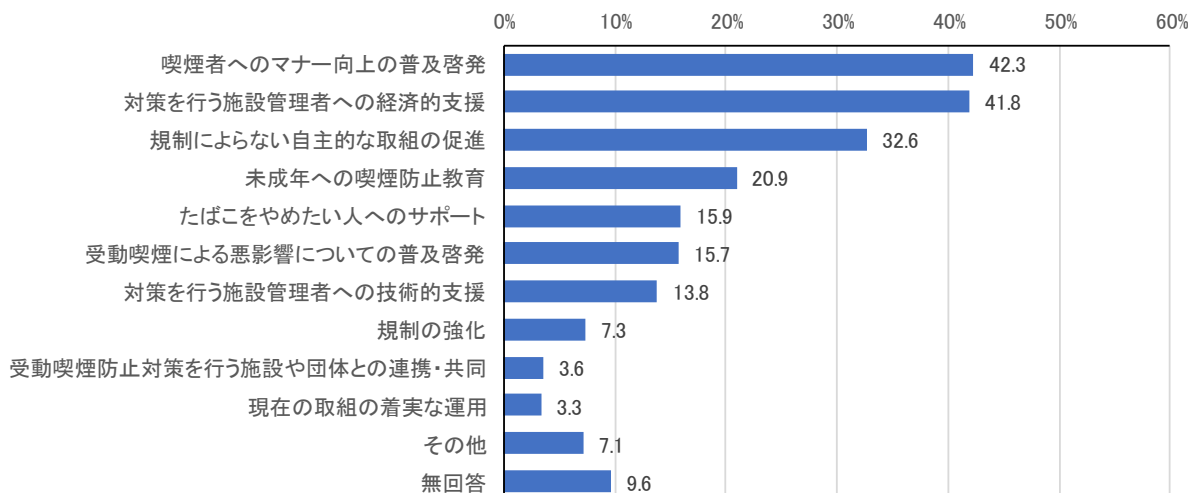


*「小売業」、「遊戯施設等」については、回答数が1施設であったため、記載を省略した。

(エ) 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで市に期待すること

「喫煙者へのマナー向上の普及啓発」42.3%、「対策を行う施設管理者への経済的支援」41.8%、「規制によらない自主的な取組の促進」32.6%が上位3項目となっている。

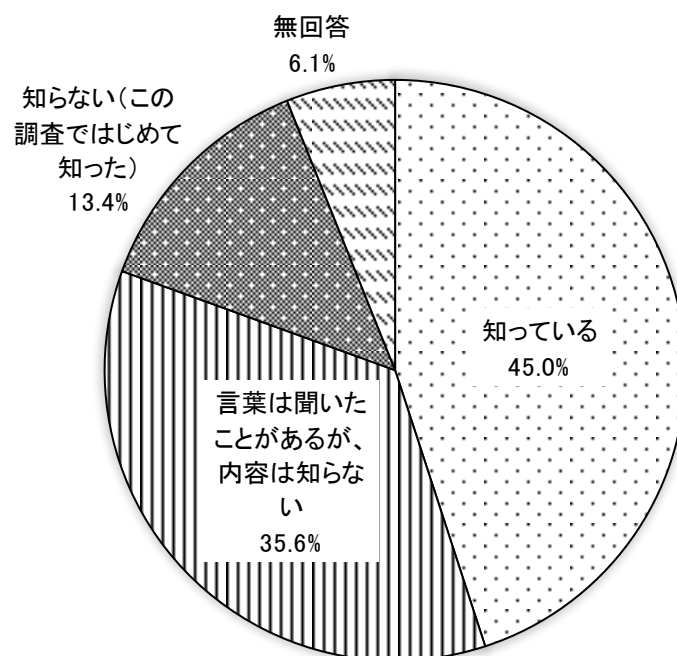
図 2-25 受動喫煙防止対策に取り組むうえで市に期待すること(n=478 複数回答)



(オ) 受動喫煙防止対策が強化されることの認知度

「知っている」45.0%、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」35.6%であり、受動喫煙防止対策が強化されることの認知度はほぼ半数であった。

図 2-26 受動喫煙防止対策が強化されることの認知度



調 査 票

横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査

望まない受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）が生じないように、受動喫煙の防止対策を強化した健康増進法の改正が、2018 年以降段階的に施行され、2020 年 4 月 1 日には全面施行となります。この健康増進法の改正に伴い、市内の施設において、受動喫煙を防止する対策についてどのような取組が行われているか、現状を把握するための調査を行います。

本調査の目的は、「受動喫煙」の防止の取組について現状を把握することですので、お聞かせいただいたご回答に対して個別に指導や注意を行うことは一切ありません。貴施設の状況や方針をそのままお答えくださるようお願いいたします。

調査票記入にあたって

1. 本調査は、改正健康増進法により定義された「第一種施設^{*1}（2019 年夏頃から、敷地内禁煙^{*2}となります。）」に当てはまる全ての施設（平成 30 年 4 月 1 日時点）に送付させていただきます。
※1…多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）のこと。
※2…屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
2. お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、本調査以外の目的には使用しません。
3. 調査結果につきましては、横浜市ホームページ上で公表させていただきます。
（前回調査結果）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kinen/torikumi/to-02.html>
4. 原則として、記入者個人のお考えではなく貴施設の方針や状況をお答えください。
5. 回答により、質問が分かれることや、該当する方だけにお聞きするものもあります。
6. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で 11 月 9 日（金）までにご投函ください（切手は不要です）。住所をご記入いただく必要はありません。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 栗原・菊池・篠井・金子

電話：045-671-2454 FAX：045-663-4469

e-mail：kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

貴施設についてお伺いします。(統計上必要になりますので、必ずご記入願います)

問1 貴施設の所在地をお選びください。(○はひとつ)

1. 鶴見区	2. 神奈川区	3. 西区	4. 中区	5. 南区
6. 港南区	7. 保土ヶ谷区	8. 旭区	9. 磯子区	10. 金沢区
11. 港北区	12. 緑区	13. 青葉区	14. 都筑区	15. 戸塚区
16. 栄区	17. 泉区	18. 瀬谷区		

問2 貴施設の種別をお選びください。【カッコ内】には、施設名をご記載ください。
(○はひとつ)

1. 幼稚園【	】
2. 小学校【	】
3. 中学校【	】
4. 義務教育学校【	】
5. 高等学校【	】
6. 中等教育学校【	】
7. 特別支援学校【	】
8. 大学・短期大学【	】
9. 高等専門学校【	】
10. 高等専修学校・専門学校【	】
11. 各種学校(予備校、外国人学校等) 【	】
12. 病院(病床数20床以上の入院施設〔病棟〕を持つ) 【	】
13. 助産施設【	】
14. 乳児院【	】
15. 母子生活支援施設【	】
16. 保育所・幼保連携型認定こども園【	】
17. 地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等) 【	】
18. 横浜保育室・認可外保育施設等【	】
19. 児童厚生施設(児童遊園、児童館等)【	】
20. 児童養護施設【	】
21. 障害児入所施設【	】
22. 児童発達支援センター【	】
23. 児童心理治療施設【	】
24. 児童自立支援施設【	】
25. 児童家庭支援センター【	】
26. その他【	】

問7 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで、市に期待することは何ですか。
(〇はいくつでも)

1. 受動喫煙による悪影響についての普及啓発
2. 喫煙者へのマナー向上の普及啓発
3. たばこをやめたい人へのサポート
4. 未成年への喫煙防止教育
5. 受動喫煙防止対策を行う施設や団体との連携・共同
6. 対策を行う施設管理者への経済的支援
7. 対策を行う施設管理者への技術的支援
8. 規制の強化
9. 現在の取組の着実な運用
10. 規制によらない自主的な取組の促進
- 11 その他()

最後に、健康増進法についてお伺いします。

問8 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されることについて知っていましたか。(〇はひとつ)

1. 知っている
2. 言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 知らない(この調査ではじめて知った)

質問は以上で終了です。
ご協力ありがとうございました。
11月9日(金)までにご投函ください。

横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査

望まない受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされること）が生じないように、受動喫煙の防止対策を強化した健康増進法の改正が、2018 年以降段階的に施行され、2020 年 4 月 1 日には全面施行となります。この健康増進法の改正に伴い、市内の施設や店舗において、受動喫煙を防止する対策についてどのような取組が行われているか、現状を把握するための調査を行います。

本調査の目的は、「受動喫煙」の防止の取組について現状を把握することですので、お聞かせいただいたご回答に対して個別に指導や注意を行うことは一切ありません。貴施設・店舗の状況や方針をそのままお答えくださるようお願いいたします。

調査票記入にあたって

1. 本調査は、改正健康増進法により定義された「**第二種施設**^{※1}（2020 年4月1日から、**原則屋内禁煙**^{※2}となります。）」に当てはまる横浜市内の施設・店舗（平成 30 年4月1日時点）から無作為に抽出し、送付させていただいております。
※1…多数の者が利用する施設のうち、第一種施設（多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎のこと。）及び喫煙目的施設以外の施設のこと。
※2…喫煙専用室内でのみ喫煙可。加熱式たばこは、専用喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可。飲食店については、別に法律で定める日までの間の措置あり。
2. お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、本調査以外の目的には使用しません。
3. 調査結果につきましては、横浜市ホームページ上で公表させていただきます。
（前回調査結果）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kinen/torikumi/to-02.html>
4. 原則として、記入者個人のお考えではなく貴施設・店舗の方針や状況をお答えください。
5. 回答により、質問が分かれることや、該当する方だけにお聞きするものもあります。
6. ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒で、11月9日（金）までにご投函ください（切手は不要です）。住所・氏名をご記入いただく必要はありません。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 栗原・菊池・篠井・金子

電話：045-671-2454 FAX：045-663-4469

e-mail：kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

貴施設・店舗についてお伺いします。(統計上必要になりますので、必ずご記入願います)

問1 貴施設・店舗の所在地をお選びください。(〇はひとつ)

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1. 鶴見区 | 2. 神奈川区 | 3. 西区 | 4. 中区 | 5. 南区 |
| 6. 港南区 | 7. 保土ヶ谷区 | 8. 旭区 | 9. 磯子区 | 10. 金沢区 |
| 11. 港北区 | 12. 緑区 | 13. 青葉区 | 14. 都筑区 | 15. 戸塚区 |
| 16. 栄区 | 17. 泉区 | 18. 瀬谷区 | | |

問2 貴施設・店舗の種別をお選びください。(〇はひとつ)

- | | |
|--|-----------------------------------|
| 1. レストラン・食堂 | } 1~4に
〇を
つけた
方は
問3へ |
| 2. 喫茶店・カフェ | |
| 3. ファストフード | |
| 4. 酒場・バー・居酒屋 | |
| 5. 百貨店・デパート・スーパー | } 5~23に
〇を
つけた
方は
問5へ |
| 6. コンビニ | |
| 7. 映画館・劇場 | |
| 8. 博物館・美術館 | |
| 9. 展示場・観覧場(スポーツ等を見るための施設) | |
| 10. 体育館、水泳場等の屋内運動施設 | |
| 11. 動物園・植物園・遊園地 | |
| 12. 福祉施設(障害者・高齢者等) | |
| 13. 障害児通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス) | |
| 14. 学習塾・放課後児童クラブ等 | |
| 15. 郵便・電気通信・ガス事業等、銀行等の金融機関 | |
| 16. ホテル・旅館 | |
| 17. 公衆浴場(銭湯、サウナ等) | |
| 18. 理美容院・クリーニング店等 | |
| 19. 遊戯施設、場外馬券場及び類似施設
(ゲームセンター・カラオケボックス・マージャン・パチンコ店及び類似施設) | |
| 20. 旅客・運輸の待合所・ターミナル施設(自動車・バス・鉄道等) | |
| 21. 旅客船 | |
| 22. 事務所(事務を処理するために使用している施設) | |
| 23. その他() | |

<問2で1～4に○をつけた方にお伺いします>

問3 貴施設・店舗の企業規模をお選びください。(○はひとつ)

1. 個人経営	2. 中小企業(資本金又は出資の総額5,000万円以下)	} → 1～2に○をつけた方は問4へ
3. 大企業	4. その他 ()	

<問3で1～2に○をつけた方にお伺いします>

問4 貴施設・店舗の客席面積(※店舗面積から調理スペースを除いた、お客様利用スペース)における延べ床面積をお選びください。(○はひとつ)

1. 50㎡以下	2. 51㎡～100㎡
3. 101㎡以上	

貴施設・店舗の現在の受動喫煙防止対策状況についてお伺いします。

問5 貴施設の状況について、あてはまるものに○をしてください。(○はひとつ)

1. 屋内禁煙かつ敷地内禁煙(喫煙所 ^{※3} なし)	} → 1～5に○をつけた方は問6へ	
2. 屋内禁煙かつ敷地内禁煙(喫煙所 ^{※3} あり)		
3. 屋内禁煙(喫煙所 ^{※3} なし)		4. 屋内禁煙(喫煙所 ^{※3} あり)
5. 屋内分煙(喫煙席 ^{※4} があり、煙が流れるのを防止している)		
6. 屋内分煙(喫煙席 ^{※4} があるが、煙が流れるのを防止していない)	} → 6～9に○をつけた方は問8へ	
7. 一定時間は、禁煙又は禁煙席を設けている		
8. 屋内の全ての場所で喫煙できる		
9. その他 ()		

※3…喫煙所とは、たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切り等で区切った、たばこを吸うためのだけの場所。

※4…喫煙席とは、たばこが流れ出るのを防止する仕切り等で区切った、食事等施設のサービスを受けられる場所。

<問5で1～5に○をつけた方にお伺いします>

問6 貴施設・店舗において、受動喫煙防止対策を実施している理由は何ですか。
(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 法令等で規制されているから | 2. 時代の流れだから |
| 3. 会社の方針だから | 4. 利用客からの要望が多いから |
| 5. 利用客により良いサービスを提供するため | |
| 6. 利用客の健康を考えて | 7. 従業員の健康を考えて |
| 8. 従業員からの要望が多いから | 9. テナント入居している施設の方針 |
| 10. 特に理由はない | |
| 11. その他 () | |

問7 受動喫煙防止対策を実施したことで、利用客の数に変化はありましたか。
(○はひとつ)

- | | |
|----------|----------|
| 1. 増加した | 2. 減少した |
| 3. 変わらない | 4. わからない |

問8 貴施設・店舗のバックヤード(従業員・職員のみ入ることが出来るスペース)の状況はどうなっていますか。(○はひとつ)

- | | |
|--|-----------------------------|
| 1. 禁煙(喫煙所 ^{※3} なし) | 2. 禁煙(喫煙所 ^{※3} あり) |
| 3. 分煙(喫煙席 ^{※4} があり、煙が流れるのを防止している) | |
| 4. 分煙(喫煙席 ^{※4} があるが、煙が流れるのを防止していない) | |
| 5. 一定時間は、禁煙又は禁煙席を設けている | |
| 6. バックヤード全てで喫煙できる | |
| 7. その他 () | |

貴施設・店舗の今後の受動喫煙防止対策についてお伺いします。

問9 今後、健康増進法が改正されるにあたって、貴施設・店舗において、どのような受動喫煙防止対策に取り組みたいですか。

6. は、問4で1か2に○を付けた方のみ選択可能です。(○はひとつ)

1. 屋内禁煙かつ敷地内禁煙（喫煙所^{※3}なし）
2. 屋内禁煙かつ敷地内禁煙（敷地内屋外に喫煙所^{※3}あり）
3. 屋内禁煙（喫煙所^{※3}なし）
4. 屋内禁煙（加熱式たばこ専用の喫煙室^{※5}を設置）
5. 屋内禁煙（喫煙専用室^{※6}を設置）
6. 届出をし、屋内で喫煙可能とする（問4で1か2に○を付けた方のみ選択可能^{※7}）
7. その他（ ）

※5…室外の場所への指定たばこ（加熱式たばこ等）の煙の流出を防止しており、指定たばこのみ喫煙をすることが出来る旨、二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識の掲示が必要。加熱式たばこ専用の喫煙室での飲食は可能。

※6…室外の場所へのたばこの煙の流出を防止しており、喫煙をすることが出来る旨、二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識の掲示が必要。喫煙専用室での飲食は不可。

※7…問4で1か2に○を付けた方は、既存特定飲食提供施設となります。行政に届出をし、標識の掲示をすることにより、法律で定める日までの間まで、施設内での喫煙が可能となります。届出をしない場合は、屋内禁煙にするもしくは喫煙室の設置等が必要となります。届出方法は別途、改めてご案内します。

問10 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで、困難なことは何ですか。

(○はいくつでも)

1. 施設・店舗のスペースが不足している
2. 改善・改修に費用がかかる
3. 施設外での喫煙の増加
4. 売上や利用客の減少が心配
5. 利用客とのトラブルの増加
6. 喫煙者の利用が多いので、できない
7. テナント入居しているので、貸主との調整が困難
8. チェーン店なので、本部との調整が必要
9. 法律や条例で規制されていないから
10. 特に困難なことはない
11. その他（ ）

問11 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで、市に期待することは何ですか。

(○はいくつでも)

1. 受動喫煙による悪影響についての普及啓発
2. 喫煙者へのマナー向上の普及啓発
3. たばこをやめたい人へのサポート
4. 未成年への喫煙防止教育
5. 受動喫煙防止対策を行う施設や団体との連携・共同
6. 対策を行う施設管理者への経済的支援
7. 対策を行う施設管理者への技術的支援
8. 規制の強化
9. 現在の取組の着実な運用
10. 規制によらない自主的な取組の促進
11. その他()

最後に、健康増進法についてお伺いします。

問 12 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されることについて知っていましたか。(○はひとつ)

1. 知っている
2. 言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 知らない(この調査ではじめて知った)

質問は以上で終了です。
ご協力ありがとうございました。
11月9日(金)までにご投函ください。